

## 平成22年第4回竹原市議会定例会会議録

平成22年12月21日開議

(平成22年12月21日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	大 川 弘 雄	出 席
5	道 法 知 江	出 席
6	宮 原 忠 行	出 席
7	片 山 和 昭	出 席
8	北 元 豊	出 席
9	宗 政 信 之	欠 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 笹 原 章 弘

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	豊 田 義 政	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	久 重 雅 昭	出 席
会 計 管 理 者	大 下 建 宗	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	堀 川 豊 正	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	中 沖 明	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	中 沖 明	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	柏 本 浩 明	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	山 元 立 志	出 席
下 水 道 課 長	大 田 哲 也	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	新 谷 寿 康	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	新 谷 寿 康	出 席
水 道 課 長	前 本 憲 男	欠 席

付議事件は下記のとおりである

日程第3 一般質問

午前10時00分 開議

議長（脇本茂紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

きのうに引き続き、一般質問を行います。

質問順位4番、松本進君の登壇を許します。

11番（松本 進君） おはようございます。日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

まず、第1番目には竹原市学校給食配送業務委託の入札問題について伺います。

市長は、公正な入札のあり方をどのように考えていますか。

トラック協会三原支部竹原分会の3社連名で小坂市長あてに、「竹原市学校給食センター給食配送業務委託に係る条件つき一般競争入札に関する質問書」が提出されています。第3回目の質問書には、運送事業者のプロでもある小坂市長に対する質問、意見を求めています。

そこで、市長に質問します。

学校給食配送業務委託の条件つき一般競争入札（事前審査型）は、配送業務実施要領、いわゆる仕様書の内容が入札参加者に確認されていますか。

配送業務実施要領、3配送車の条件、（2）車両の規格の積載量は、最大2,904キログラムを積載できることが配送車の条件です。配送車のリアゲートに昇降用リフトを装着するか、あるいは渡し板の装着かでは、積載量が違ってきます。また、車両購入の価格も違います。昇降用リフトと渡し板では、その機材の価格が大きく違っていています。したがって、入札の見積もり、積算価格が大きく違ってくることは明らかであります。これでは公正な入札とは言えません。公正な入札条件でやり直すべきと考えます。市長の見解を求めておきます。

次に、第3回目の質問書には、入札参加申請書を提出後に、市の担当者に配送車の条件につき詳細に尋ねたら、「安全のために、水平に積みおろしをするために仕様書どおりに必ず昇降用リフトは必要です」とあります。この事実は明確に否定されますか、市長に伺います。

次に、昇降用リフトの装着を実施要領に明記した最大の目的はどこにありますか。実施要領の車両規格⑤には「学校によりプラットホームの高さが違うため、リアゲートに昇降

用リフト（等）が装着されていること」、⑥には「昇降用リフトは、コンテナを安全に積みおろしできる構造・大きさであること」を明記したのはなぜですか。明確にお答えいただきたい。

第4点目に、5年間の配送業務の契約内容は、各学校のプラットホームの段差は最大で約72センチあります。12月10日の担当委員会では最大十数センチと説明されていました。5年間の契約内容の事実とは違います。この場で訂正すべきであります。1コンテナの重量は約500キログラムであります。昇降用リフトでなく、渡し板で段差72センチの積みおろしを1人で安全にできると明言できますか。運送業者のプロとして、市長が明確に答えていただきたい。

次に、第2回目の質問に対する小坂市長名の回答書では、昇降用リフト「等」の説明をしています。その回答書には、渡し板はコンテナの積みおろしの時間が短縮できる効果があり、同等ないしそれ以上の効果がありますので、昇降用リフト「等」は不自然な解釈はないと回答しています。これほど市民を愚弄した回答がありますか。渡し板は昇降用リフトに比べてコンテナの積みおろしの安全性という機能は同等、または同等以上と言えるのですか。市長は明確に答えていただきたい。

また、昇降用リフトと渡し板のコンテナ積みおろし時間はどれだけ違うのか、そのデータの説明を求めておきます。

次に、配送業務を行う従業員の労働条件について伺います。

竹原市学校給食配送業務の入札に伴う公告（平成22年4月26日付）は、第2に入札に参加する者に必要な資格として、「（3）この業務の履行に伴い必要な法令に基づく許可を得ていること」を明記しております。国土交通省・自動車交通局は、「社会保険・労働保険の加入は、すべてのトラック運送事業者の義務！」で平成20年7月1日から実施とあります。さらに、「ルール無視の事業者を根絶！」として、平成21年10月1日から監査方針、行政処分基準を強化しています。

そこで市長に質問します。

市は、このたび学校給食配送業務を落札した事業者に対する社会保険等の加入の確認はいつの時点でされたのですか。

次に、学校給食の配送業務実施要領に基づく人件費の積算根拠について質問します。

給食配送業務実施要領の第1、業務委託内容（3）業務の概要、その①配送用トラックワゴンの清掃及び消毒、②食器、食缶コンテナの積み込み、配送及び積みおろし、③食器

及び食缶コンテナの回収の各業務にかかる時間と、（４）配送にかかる標準勤務時間、午前９時３０分から午後３時３０分（うち休憩時間４５分）の割り振り時間はどのようになっていますか。

また、（３）の業務時間、勤務時間に対する賃金の積算、人件費について質問します。

２番目の質問項目は、地デジ放送、光ケーブルテレビの課題について伺います。

私は、ことし６月市議会の一般質問で、テレビ放送が来年７月２４日以後、地上デジタルに完全移行することに伴い、すべての市民が平等にテレビを見ることができるよう環境整備を急ぐべきだと指摘しました。

地デジ放送の難視聴世帯は約１，６００戸、市が整備するケーブルテレビ事業が地デジ放送の視聴を可能にする方策だと６月市議会で市長は答弁されました。

そこで市長に質問します。

地上デジタル放送の完全移行に伴う竹原市の難視聴世帯への対策は、今どのようになっていますか。竹原市の地デジ放送の難視聴世帯数は中国総合通信局では２１地区、１１５世帯となっています。６月市議会の市答弁の難視聴世帯数から大幅に改善されていますが、どのような対策がとられたのでしょうか。

市は、地デジ難視聴地区・世帯への対応として、光ケーブルテレビに加入できない人はどのようになるのでしょうか。

すべての市民が等しく地デジ放送テレビを見るためには、地デジ対応の受信設備等が必要です。経済的な事情で地デジテレビが見られないという事態は、市の責任で対応すべきではないでしょうか。１つは、経済的な弱者対策として、住民税非課税世帯への緊急支援策等を具体化すべきです。２つには、地デジ対応で戸惑う高齢者世帯には、相談所の設置や実態把握、具体的な支援の手立てを早急に対応すべきではないでしょうか、市長のお考えをお聞かせいただきたい。

次に、竹原市の情報通信基盤整備事業、いわゆる光ケーブルテレビなどについて質問します。

光ケーブルテレビ等の加入世帯の現状と対策、採算基準との関係はどのようにお考えでしょうか。６月市議会の私の質問で、市長は採算が取れる加入率は３５から４０％と答弁されました。株式会社たけはらケーブルネットワークの住民説明会では、加入目標はケーブルテレビが４，０００戸、インターネットが２，０００戸と説明されています。

次に、光ケーブルテレビ等の運営と行政情報のサービスのあり方について質問します。

光ケーブルテレビ事業と自治体の行政サービスのあり方についての質問です。光ケーブルテレビに加入する世帯と加入しない世帯では、行政サービスに格差が生じます。特に防災情報など市民の生命にかかわる内容は、一刻も早く正確な情報をすべての市民に等しく届ける必要があります。この問題はどのように対応されますか。

次に、高齢者、年金生活者の中には、ケーブルテレビの月額負担1,050円は大変だという声があります。市民税非課税世帯など経済的な弱者は月額1,050円の負担を無料化する支援策が必要です。実施に必要な具体的な世帯数と財源、市長の御所見をお聞かせいただきたい。

次に、工事進捗状況と対策についてお尋ねします。

7月26日、市議会全員協議会の説明資料を見ると、ことしの12月は幹線工事完了とあります。このスケジュールどおりに工事は進んでいますか。電柱申請、資材の調達など具体的に説明してください。

さらに、来年3月末までの工事完了とは、各加入世帯にサービスを提供できる状態を言うのでしょうか。北広島町のように工事のおくれで国の交付税がもらえない事態は決して許されません。工事完成に伴う課題と対策をお聞かせいただきたい。

3点目の大きな質問は、住宅リフォーム助成制度の早期実施で市内業者の仕事をふやせというテーマで質問します。

この質問は、今回で5回目となります。広島県内では3番目となる江田島市が、この10月から実施いたしました。江田島市は、補助金額を一般世帯で20万円を上限とし、高齢者や子育て世帯などを優遇世帯と位置づけて30万円に増額する工夫をしています。

御存じのように、住宅リフォーム助成制度は、市内に居住する住宅の所有者が市内建設業者に住宅リフォームを依頼することを条件にして、住宅リフォーム費用の一部を補助する制度です。

また、市内業者の仕事をふやし、地元経済の活力を取り戻そうというものであります。もちろん住宅所有者の快適、安全な住まいづくりに貢献することは言うまでもありません。私は、市の施策としても、投資額、いわゆる市補助金の支出額に対する経済波及効果、すなわち住宅改修工事額などは抜群だという事例も説明してまいりました。

この制度を実施するためには、住民にも中小業者にも利用しやすいように制度を工夫することが必要であります。岩手県宮古市は、中小建設業者が元請となって利用できるものにするために、対象工事を20万円以上とし、小規模工事にインパクトを持たせるために

補助金額を一律10万円としています。当初予算は500件で5,000万円が6月議会、9月議会に補正予算を組み、10月末現在では申請数が2,303件、工事費10億4,500万円となり、宮古市の1割近い世帯がこの制度を利用しています。工事費は20万円から40万円が工事費総額の4割を占めて、件数では70%を占めております。小規模な住宅リフォームを多くの住民が利用していることを示しています。

そこで市長に質問します。

私が住宅リフォーム助成制度の創設を提案して以来、この制度を上回る、すなわち経済波及効果がある他の事業はありますか。また、この制度を上回る市内業者の仕事をふやす事業はありますか。地域循環型の経済政策からも有効な施策であります。私は再度、住宅リフォーム助成制度の緊急実施を強く求めるものであります。

以上で壇上の質問とします。

議長（脇本茂紀君） 順次答弁を求めます。

市長。

市長（小坂政司君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

1点目については、教育長がお答えをいたします。

本市における地上デジタル放送の状況等につきましては、昨年5月に竹原北局が開局し、一定には市内全域がデジタル放送の受信エリアとなったものでありますが、特に東野町以北の地域を中心に難視聴地域が存在しております。

地上デジタル放送の難視聴地域につきましては、アナログ放送が受信できず地上デジタル放送も受信できない地域と、アナログ放送は受信できるが地上デジタル放送が受信できない地域があります。

本市の状況については、共聴施設組合等への加入により、アナログ放送が受信できるが地上デジタル放送については受信できない地域が約1,500世帯、アナログ放送は受信できるが地上デジタル放送が受信できない地域が約100世帯あるとされています。

議員の御質問の中にあります8月の新聞報道の内容につきましては、アナログ放送は受信できるが地上デジタル放送が受信できない地区数と世帯数のことであり、この世帯はデジタル化に伴う新たな難視世帯と呼ばれているものであります。

本市といたしましては、地上デジタル放送に対応した改修を行っていない施設、また、対応した施設についても、ケーブルテレビへの移行をお願いし、現在、多くの施設がケーブルテレビへ移行することとなっております。

また、デジタル化に伴う新たな難視世帯についても、国や放送事業者と連携して、ケーブルテレビへの加入を勧めております。

次に、地デジ対応の受信機器につきましては、国において、経済的な理由で地上デジタル放送に対応できない世帯に対して、地上デジタル放送用の簡易なチューナーの無償給付等の支援を行っていますが、支援対象世帯に該当し、NHKの放送受信料が全額免除されている世帯に対して支援を現在行っているものに加え、本年度内に住民税非課税の世帯が新たに支援対象となるものであります。

その他、地上デジタル放送に関しましては、総務省広島県地デジ受信者支援センターにおいて、相談窓口が設置されており、あわせて高齢者等の地デジ対応困難な方々や共聴施設組合加入者等への周知活動、啓発活動が支援センターにおいて行われており、今後も広報紙などによる周知とともに、国、放送事業者等と連携したきめ細やかな活動を行ってまいります。

次に、ケーブルテレビの加入状況等につきましては、12月15日現在で加入件数が1,800件余りとなっております。

採算が取れる加入率につきましては、35%から40%と考えておりますが、本市としましては、今回のケーブルテレビ事業により、行政情報、防災情報など市民の皆さんの安全・安心な暮らしに役立つ情報の発信をすることとしており、今後におきましても、加入促進に努め、一人でも多くの方に加入していただき、情報の共有が図られるよう取り組んでまいります。

次に、工事の進捗状況等につきましては、申請関係、伝送路工事、屋内工事などが主なものであり、ほぼ予定どおり進んでおりますが、そのうち、資材の調達については、全国的に本事業が集中している状況にあるため時間を要する面もありましたが、現在では計画どおりに調達が行われているところであります。

今後においても、本事業の工期内完了に向け、関係者が一丸となって事業推進に鋭意取り組みを進めてまいります。

次に、3点目の御質問についてであります。住宅リフォーム助成制度の創設につきましては、個人住宅の利便性の向上や建設関連業種の振興を図るといった地域経済の活性化策として、県内では23市町のうち三次市など3市が実施されていると伺っております。

住宅リフォーム助成制度については、個人の資産に対する単独市費投入による公的補助になること、あるいは建設業者に限定した援助になるといったことから、現時点におい

て、その制度化は困難であると考えております。

一方、要介護認定、あるいは要支援認定等を受けられた方には、介護保険による改修給付制度、重度身体障害者の居住される住宅には、改修費給付制度があり、その目的に沿った運用がなされているところであります。

また、国土交通省では、エコ住宅の新築、またはエコリフォームを促進することで、地球温暖化対策の推進や経済の活性化を図ることを目的に、一定の省エネ基準を満たす住宅の新築や改修工事を行うと、商品券などに交換できるポイントが発行される住宅エコポイント制度が拡充されました。

住宅リフォーム制度を導入している自治体の状況から、補助制度、融資制度などさまざまであり、いずれにしても、公共性及び公益性の高い助成制度が望ましいため、今後、国の動向や他市の事例等の情報収集を行うとともに、新たな制度の導入など、調査・研究をしてみたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 教育長。

教育長（前原直樹君） 1点目の御質問についてお答えいたします。

公正・公平を信条としている竹原市教育委員会といたしましては、このたびの竹原市学校給食センター給食配送業務の条件つき一般競争入札について、皆様に大変御心配をおかけしましたことを申しわけなく思っております。

本件入札につきましては、平成22年4月26日に公告いたしました。

その後、入札執行に至る手続としましては、平成22年4月26日から同年5月10日までを仕様書の閲覧及び現地確認の期間など、また、一般参加申請書の配布期間及び受付期間といたしました。

次に、提出された入札参加申請書の審査結果及び一般競争入札実施通知書を、いずれも平成22年5月11日付で送付、同年5月19日午前10時に入札を執行し、落札業者を決定いたしました。つまり、本件入札につきましては適正かつ公正に執行し、最低価格業者が落札したものであります。

最初の御質問であります仕様書である竹原市学校給食センター給食配送業務実施要領の内容の入札参加者への確認に関することにつきましては、公告とともに提示した当該仕様書に基づいた上での入札は必然であり、また、そのことを条件に入札していただいたものであると考えております。

なお、入札参加に当たって見積書の提出を求めることはありませんので、入札に当たっては、昇降用リフトと渡し板のどちらかを限定したり、あるいはどちらでもよいというようなことを申し上げる必要はないものと考えております。

したがいまして、本入札は公正に執行したものと理解しておりますので、やり直すということは考えておりません。

次に、竹原市教育委員会の担当者との仕様書に関するやりとりにつきましては、平成22年12月3日付で質問書提出者へ回答いたしておりますとおり、昇降用リフトに限定するような発言はいたしておりません。

また、昇降用リフト装着に関する御質問につきましては、仕様書に記載しておりますとおり、「⑤学校によりプラットホームの高さが違うため、リアゲートに昇降用リフト等が装着されていること」、「⑥昇降用リフトは、コンテナを安全に積みおろしできる構造・大きさであること」としており、各学校における高さの違うプラットホームに対応した学校給食配送用コンテナを安全に積みおろしできる仕様のものであることを求めたもので、「昇降用リフト等」は昇降用リフトを代表例として挙げたものであります。

次に、各学校のプラットホームとの高低差につきましては、現在受配校となっております11小・中学校について申し上げたものであり、その最大高低差は約14センチメートルとなっております。

また、御指摘の仕様書で提示いたしました全小・中学校のうち、最大高低差のある学校につきましては現在の高さを記載しているもので、当該校においては平成24年度から予定しております給食センターからの配送開始に合わせた給食室の改修に伴い、プラットホームの改修も予定しているものであります。

また、コンテナの積みおろしの安全性につきましては、仕様書で求めた学校給食配送用コンテナを安全に積みおろしできる仕様のもので現在の配送車に装着され、実際の業務についても円滑に遂行されておりますので、仕様書を満たしているものであると考えております。

なお、仕様書では、昇降用リフトを代表例として挙げたものでありますので、昇降用リフト、あるいは渡し板に限定したのではなく、また、給食調理から喫食までの時間に合わせた全体の配送計画を総合的に勘案する中で、コンテナ積みおろし時間を含めた配送ルートを決めたものであります。

続いて、配送業務を行う従業員の労働条件につきましてお答えいたします。

まず、受託者の社会保険などの加入の状況の確認につきましては、最初に平成22年10月25日に提出のありました質問書の受取後に確認いたしました。

次に、人件費の積算根拠につきましては、配送にかかる標準勤務時間の割り振りについては、配送用トラックワゴンの清掃及び消毒については、おおむね5分を見込んでおり、その後、給食センターへ移動し、平成22年度から平成23年度の配送ルートにおける給食センターを起点とする始発から終着までの平均所要時間を4時間25分とし、また、平成24年度から配送ルートにおける給食センターを起点とする始発から終着までの平均所要時間を5時間3分とする配送スケジュールなどを総合的に考え合わせた上で、標準勤務時間としたものであります。

また、人件費の積算につきましては、市の臨時職員の賃金日額を基本として積算いたしております。

以上、答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） それでは、学校給食配送業務の入札問題にかかわる再質問から始めたいと思います。

教育長の答弁もありましたように、適正・公正な入札という前提として、この公告、これは公に告げるということに訂正しますが、その公告と、いわゆる仕様書、配送業務の実施要領ですね、この仕様書に基づいた入札が当然だと、そのことを条件に入札をしたという説明がありました。

私は、この条件なり前提が公正で透明でなくてはいけないというふうに思いますので、その点から再質問をしたいと思います。

まず第1点目にはリフトの装着にかかわってですけれども、担当者の方が発言されておりますけれども、それを私はさっき壇上で確認しました。どういうことをしているかという、入札参加申請後に担当者の方に確認といたしますか、尋ねたらということでも壇上で聞きましたが、ここに対する答弁がありません。限定はしていないということは言われましたが、私がもう一回確認したいことは、入札参加申請書を出された人が、安全のため水平に積みおろしをするために、仕様書どおり必ず昇降用リフトは必要ですと、こう担当者が言われたということなんですが、まず1点目として、これはこういうことを担当者は全く言っていないということかどうかを確認したいんですね。これがまず1点です。

それから2つ目には、入札の仕様書、そこには各学校のプラットホームの高さが明記し

てあります。そこで、最大、その配送車の床の高さと各学校のプラットホームの段差ですね、これは忠海西小学校が一番低いんですけども、忠海西小学校が最大26センチですから、車との最大が75センチあります。これが、この契約の実施要領を見ると、5年間の契約ですからね、5年間の契約の中にはこの段差も入っているわけですよ、75センチの段差も入っています。

2つ目の質問としては、このプラットホームの段差、最大75センチあるこの段差は渡し板で安全に積みおろし作業できるのかと、危ないことはないのかということをして2点目として私はお尋ねしておきたい。

3点目として、この平成22年度の新年度予算書の中を見てもみますと、この学校給食に伴う配送業務に伴う債務負担行為が議決されておまして、これは平成22年から平成27年の間ということで5年6カ月の債務負担行為の金額で7,890万9,000円議決をされています。それで、この積算根拠といいますかね、積算内容についてお尋ねしたいんですね。

ですから、議決した積算内容の中には、リフトを装着した車両規格で積算してあるのかどうか。2つ目には、リフトを装着すると、ここの仕様書である最大積載量が2,904キログラム、この条件を満たすことというふうに書いてあります。ですから、リフトを装着すると、この2,904キログラムの条件を満たすためには、3トン車ではなくて3.5トン車の車が必要だというふうにちょっとお話を伺いました。

ですから、この積算する債務負担行為の積算根拠ですね、2つ目には3.5トン車の積算価格で見積もったことになっているのかどうかということが、これが2つ目の債務負担行為に関わっての質問であります。

それからですね、——じゃ、この3点からちょっとお尋ね。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） まず1点目の御質問で、担当者がリフトが必要であると答弁をしたか、しないかということでございますけど、今答弁させていただいたように、昇降用リフトに限定をするような発言はしていないという記憶でございます。

2点目のプラットホームの高さでございますけど、担当委員会で高低差についての御質問がありました。それについて、十数センチの段差があるとお答えをさせていただきましたが、現在の受配校についての高低差について答えたものでございます。今、忠海西のプラットホームの件でございますけど、この忠海西小学校が最大高低差のある学校でござい

ます。その仕様書に添付しております学校施設のプラットホームの状況に、給食開始までに改修予定してありとしており、平成24年度から予定しております給食センターからの配送開始に合わせた給食室の改修に伴い、プラットホームの改修も予定をしております。それで、仕様書の中にプラットホーム、忠海西小学校のプラットホームの状況では改修予定としております。

3点目の、今のリフトの装着をした積算をしているのか、いないのかという御質問でございますけど、積算はしております。そして、3.5トン、3トン、車両の価格が違うので3トンでやっているのかという御質問でございますけど、見積もりについては3トン車で積算をしております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） じゃ、ちょっと質問を変えて、75センチの段差ですよね、あの車の床面の高さで契約内容5年間に示されたプラットホームの段差ですね、約75センチあります。この75センチの段差というのは、渡し板で安全に積みおろしできますかというのを教えてください。安全にその75センチの段差を今の渡し板でできるかどうか、私もこれ確認しました。75センチの幅しかないんですよ。車の幅は確かにありますけど、この長さといいますか、これは75センチしかありませんでした、このリフトの長さはね。そういった75センチのリフトで段差の72センチのリフトのところね、どうやってやるんかというのは、私は常識で考えたら無理だと、危ないということははっきり言えますけども、あえて聞きたいのは、契約内容に示された段差は最高75センチですから、これは渡し板で安全に積みおろしできるんかどうかを、教育委員会の認識をまずお尋ねしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 今、最大75センチ段差があるということでございますけど、実際に松本議員も車高をはかられたということもありますけど、実際には64センチの段差の相違があります。現在、その64センチの段差についても、じゃ、渡し板で可能かということについては、これは安全に積みおろしすることはできません。そういうことで、今、24年度にプラットホームの改修を、調理室の改修を配膳室に改修をするということでのプラットホームの改修も予定をしておるということでございます。

いろんな想定は教育委員会とはしておりますけど、23年度に実施設計をいたしました

て、いろいろ修正もあるかと思いますが、23年度に実施設計を予定しておるものでございます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 市長にぜひお尋ねしたいんですね。あなたは運送業者のプロなんだから、ぜひお尋ねしたい。確かに教育委員会は、72センチとは言わなかったけど、六十数センチと言いましたけれども、要するに危ないという、安全に積みおろしできないという認識ですよ。

それと、あと、この入札の条件というのは5年間で、ここに公告の中にありますよね。これは違うんですかね。この公告を見るとですね、入札の公告というのがありますよね。これを見せていただくと、履行期間というのがあります。これは平成22年9月1日から平成27年8月31日までになっていますよね、履行期間というの。それがあって、さっきこういった入札の条件できちっとした確認がやっぱり必要だと思うんですね。

ですから、もう一回確認すると、例えば、入札する人が担当者の方にこのリフトは積みおろしの安全のために必ずやっぱり仕様書どおりには必要だという説明をした、これは限定とか私は聞いているんじゃないですよ。こういった入札の参加者の人が、この仕様書を読んで、このリフトは安全に積みおろしをするために必要だと、そういうふうを確認したということは入札の前提条件としてされたと思うんですが、これがあつたかないかではやっぱり違うと思うんですね。ですから、限定していないとかいうんじゃないくて、リフトというのは、限定の、今度ちょっと2点目に確認しますと、仕様書の6番ですよ。昇降用リフトはコンテナを安全に積みおろしできる構造・大きさであること、これは限定じゃないんですか。そこも含めてちょっともう一回聞きたい。

確認しますと、安全、六十何センチの段差がある、これは危ないと今認識をされました。それで、契約期間の云々と言われましたけれども、この公告の中の契約期間は、さっき言った平成22年、ことしの9月1日から27年8月31日までの契約内容なんだということですね。ですから、これとの関係で、じゃ、逆に今度公平なあれやろう思うたら、段差は解消するとかね、そういう説明をされたんかどうかいということになりますけれどもね、危ないのを放置してやるわけにいかんでしょ。

だから、例えば、そういうあわせて聞くと、この5年間の契約期間だけれども、忠海西小の分は初めから危ないから、これはプラットホームを改装しますよと、段差がないよう

に改装しますよというのは説明されたんですかね。そこも含めてちょっとお尋ねしておきたいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） まず契約期間は、議員言われたように22年の9月1日から27年の8月31日の5年間でございます。

そして今、リフト限定という意味とは言っていない、質問ではございませんけど、リフト限定という説明はしておりません。

そしてまた、今の実施要領における車両の規格の中で、5項目の中に、学校によりプラットホームの高さが違うため、リアゲートに昇降用リフトなどが装着されていることということで、これはリフトを限定とした規格ではございません。

そして、今の忠海西小学校のプラットホーム、26センチという段差についての説明をしたのかどうかということでございますけど、これについては御質問もございませんでしたので、説明はしておりません。

その中で、何回も言って申しわけないんですけど、今の仕様書の中に各学校、施設のプラットホームの状況の中で、忠海西小学校の高さ26センチということで、給食開始までに改修の予定をいたしますということを記載させていただいておるものでございます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっともう一回、くどいようですけどもね、昇降用リフトがつくかどうかというのは大きな入札条件にかかってくるわけですよ。ですから、私は担当者がさっき言ったような発言をしたかどうか、安全のために水平に積みおろしするために仕様書どおりに必ず昇降用リフトが必要だと、こういうふうに言ったのかどうかいうことを聞いたんですよ。しかし、あなたは限定しとらんとかいう、そういうごまかしはいけませんよ。

それで、あとは5年間の契約期間の中に段差が六十数センチ、私の調べでは72センチですけども、それはやっぱり危険だという認識は、あなたは持っておられる。危険だという認識は持っておられますよね。

それと、もう一回確認しますが、車両規格の⑥ですよ、昇降用リフトはコンテナを安全に積みおろしできる構造・大きさであること、これは限定じゃないんですか。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 担当者が今の昇降用リフトが必ず必要であるという発言はいたしておりません。

そして、今の実施要領の5番、6番に関連する6番の昇降用リフトはということについては、これは5番、6番の関連で、これは昇降用リフトに限定はしておりません。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） あのね、それはちょっといけんよ、ごまかしちゃ。私は今、6番のことを聞いとるわけですよ。これはだれが見ても、等もどこもついとらんじゃないですか。昇降用リフトはコンテナを安全に積みおろしできる構造・大きさであること、ほかに解釈できますか。どうですか。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） これは限定しておるものではございません。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと整理してもらいたいのは、この昇降用リフトはコンテナを安全に積みおろしできる構造・大きさであることという、これはもう限定以外の何物でもないんじゃないんですかね。これから渡し板でもいいですよということは全然発想も出てこんですよ、私はね。

だから、この公の場で、あなた、それはごまかしちゃいけんよね。6番のは等という分があるかしらんけども、この⑥の分は限定しとんじゃないですか。昇降用リフトはこうですよと限定しとるんじゃないんですかね。そこはどうですか、もう一回きちっと教えてください。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 限定はしておりません。しておりませんが、リフトをつける場合はこういう規格でつけてくださいということで、6番に入れておるものでございます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 市長、ちょっとお尋ねしたいのは、例えば、この5番目のリフト等という、等があるから、入札参加者はそこの確認したんだけども、それは発言しとらん

と言いますよね。発言していないということになると、例えば、さっき、結論としては、渡し板でもいいとか、リフト、どちらでもいいことになりますよね、逆に言うたら。

だから、ここは、例えば、リフトと渡し板では単価が違うんですよ。これは違ったら、私もいろいろ調べた調査では、リフトは一体つけるのに100万円かかる、渡し板では100万円で済むだろうというたら、10倍の格差があるわけですよ。3台で300万円違うんですよ。300万円違ったら、それが初めにわかっていたら、渡し板でいいとわかっていたら、300万円下げて入札しますよね。そしたら、この入札結果はひっくり返るじゃないですか。これだけ大切な入札の公正の条件がどうなのかという疑問が今出されているわけですよ。

だから、この仕様書の最初につくった安全という、仕様書をつくったリフトをつけてくださいという、この少なくとも⑥は限定した解釈できないし、担当者は入札参加者の人はこの安全のためにリフトをつける、これは間違いないかという趣旨の確認をされている。私が聞いたのは、その担当者は言ったとしているわけですよ。しかし、あなたは今、明確にこの場で発言していないと言われるわけですからね。だから、そういうことが一つあります。

ですから、もう1つは、例えば、このリフトをつけるかつかないかで単価が違います。先ほど債務負担行為の分では、もう3トン車を限定とした見積もりをされていますよね。3トン車を、我々議会に対する債務負担行為の中の積算単価は、3トン車を見積もって債務負担行為の議決にしていると、だから、3トン車は積載量の関係、さっき言いました。もう3トン車で2,904キログラムの積載量満たそう思うたら、渡し板以外はもうだめですよ。リフトをつけたら、もうこれは3トン車を超えるはずですが、その点はどう認識していますか。

議会には3トン車を前提とした債務負担行為を上げている、積算根拠をね。それだって、もう3トン車の分いうたら、リフトつけられんでしょう。それを前提とした議会議決を出しているわけですよ。だから、それはおかしいんじゃないですかね。じゃったら、もう渡し板でやりますよというので入札すればいいのに。だから、そこはどうなんですか。やっぱり議会の債務負担行為にはもう3トン車と見積もってやっている。しかし、3トン車はリフトはもうつけられんでしょう。つけられるんですか、そこをちょっと教えてください。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 車両の積算については、3トンでやらせていただいております。その車が3トン車じゃなくてはいけないということではございません。3.5トンでも、リフトをつけてもらっても結構です。それで、今の3トン車でもリフトをつけること、要は車両を軽量いうんですか、そういうことも工夫も、その中でしていただけるものと思っておりますし、その3トンで限定を、入札される方については、その3.5トンでも別にやってもらってもいいと思います。

それと、今、議員言われるように、仕様書の説明がなかったことによって金額が変わるという御質問でございますけど、昇降用リフト装着と渡し板装着では入札金額が相違するのに、この仕様書では渡し板装着でも仕様書で示した車両の価格を満たす内容ではない、そのような仕様書であるのに、渡し板装着でも車両の規格を満たすものである旨の説明がなかったということは、今、入札をされた業者の方もこういうことの質問もありました。

それについては、説明させていただきますけど、仕様書に、学校によりプラットホームの高さが違いますので、リアゲートに昇降用リフト等が装着されていることとなっております、昇降用リフトに限定していることはなく、口頭でも昇降用リフトに限定するような発言はいたしておりません。入札に当たっては、昇降用リフトや渡し板のどちらかを限定したり、どちらでもよいというようなことを申し上げる必要はないと思っておりますし、入札参加に当たって見積書の提出を求めませんので、昇降用リフトに限らないとか、渡し板でもよいなどということを説明をしなかったとしても、この入札について不公平な入札とは思っておりません。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 市長にぜひお尋ねしておきたいのは、市長が提案した議決、債務負担行為の議決の中には、3トン車の車で見積もった債務負担行為の積算根拠になっていきますよね。それで、私が今、教育委員会のほうに尋ねたのは、3トン車の見積もりで、そのリフトは装着できますかというふうに尋ねたんですね。だから、3.5トン車でリフトをつけていいとか悪いとか聞いているんじゃないんですよ。

議会のほうは3トン車の積算で単価を出しとって、この仕様書にはリフトとかいろいろ書いてあるわけですから、3トン車の中にリフトは装着できますかどうかいうのを尋ねたんですよ。その3.5トン車がいいとか悪いとかいうんじゃないくて、議会に出した3トン車の車にリフトは装着できますかということ聞きよるんです。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 済みません、質問の趣旨を理解せずに答弁いたしました。

3トン車についてもリフトの装着はできます。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） そこはね、ちょっとおかしいですよ。積載量は決まっているんですよ、中に積むコンテナの量が。最大2, 904キログラムの積載できる量を確保して、3トン車でリフトができるのかどうかいうて聞いとるんよ。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 3トン車でできると聞いております。それは、今のリフトの2, 904キログラム、コンテナ6台積載をいたします。それについて、車両の軽量化とかいうことでの対応はできると聞いております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 聞いているんじゃ困るんですよ。きちっと明確に、できますと言うてくれんと。それやったらすぐわかるわけじゃけん。だから、議会のほうは3トン車の分で債務負担行為、積算根拠やっている。そこで今度はこっちではリフトをつけてもつけんでもいい。だから私が今聞いたのは、2, 904キログラムの積載量を満たす3トン車の車で、リフトは装着できると明言できるんですよ。できるのならここではっきり言うてくださいよ。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） できます。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 私、リフト等の解釈の分で、要するに安全な機能ということがやっぱり最大の目的だと思うんですね。しかし、リフトでも渡し板でもどちらでも解釈できる条件でね、これはちょっと市長にお尋ねしたいのは、リフトでも渡し板でも両方ともとれることで入札したとしますよね。それが今そういう問題になっているわけですけども、確かにリフトをつければ、さっき言ったリフトが100万円、渡し板は10万円で、車も今度は私の調べでは3.5トン車でリフトをつけると、2, 904キログラムの積載

量を満たすという、この条件が、もう枠が決まっているわけですからね、だから、そういった仕様書をつくるためには、配送業務の仕様書で、積載量は2,904キログラムですよと、リフトをつけてくださいよということなら、3.5トン車で車の単価も違ってきます。

ですから、私はくどいようですけれども、そこのリフトをつけるかつけないか、単価、積載量とのかかわりで大きく違ってくる。ですから、ここがやっぱりきちっと明確にしないで、あいまいでやった場合は、例えば、初めから渡し板でもいいよということになれば、単価をそれだけ下げてひっくり返る、入札結果を見てもみますとね、ひっくり返るような結果も出ます。ですから、このリフトをつけるかつけないかと、積載量を満たした車という、この条件の枠だけはきちっと確認しなくちゃいけない、そういったやっぱり入札が初めて私は公正ではないかと思うんですけれども、そこは市長はどうなんでしょうか。

教育委員会はいろいろ言いますよね。限定していないとか、等は解釈できるんだとか。私はぜひ市長に、運送業者のプロとして、そのリフトをつけるかつけないか、ここで単価が違う、変わってくる、入札結果も逆転することも考えられる、こういったあいまいな条件の中で公正な入札と言えるんですかね。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） この要領については、そのリフトを限定しておりません。今の昇降用リフト等ということで、くどいようでございますけど、それはリフトを代表例として御提示させていただいた中で、リフトにかわるものもいいという実施要領でございますので、限定はしておりません。そういうことでの御理解をしていただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 私は市長に答弁を求めたんですね。教育委員会は今そういった答弁は何回も聞きましたよね。だから市長は、市長に質問書が行つとるわけだから、私が考える少なくとも公正な入札というのは、例えばリフトがあるかどうか、その積載量が満たされる車かどうか、これだけは最低限の条件じゃないですかね。これが変わるような入札の仕方が何で公正だと言えるんですか。入札結果がひっくり返るじゃないですか、極端に結果が、渡し板でええよとわかっとなら。それは渡し板でよかったら、低い、10万円も違うわけですからね、3台で300万円弱の単価が違いますよ。それが違ったら結果はひっくり返るんですよ。今、落札した人以外の人が入るんですよ、これは必ず。だから、

それだけにやっぱりその確認は一番原点じゃないんか、基礎じゃないんか、その解釈は等ということで、リフトをつけてもつけなくてもええ、そんなような入札が私は公正な入札とはとてもじゃないけど言えない、私はやっぱりやり直すべきだというような思いもあるんですよ。

ですから、市長は最高責任者として、こういった最大のリフトをつけるかつけないか、ここで単価が違う、これが公正な入札だと市長は言えるんでしょうか。その市長の考えを聞きたい。ぜひ聞かせてもらいたい。ちゃんと答えてくれ。

議長（脇本茂紀君） 教育長。

（11番松本 進君「市長のほうで答えてくれ、市長のほうに。教育長の答えることじゃないんよ。あなた答えてええよね。市長部局に聞いとんだから、あなたのほうには」と呼ぶ）

教育長（前原直樹君） 入札につきましては……

（11番松本 進君「あなたはいい、答えて」と呼ぶ）

仕様書に合っているかどうかというところで最低価格で1人落ちたところでございますので、公正にされているというふうに判断しております。

（11番松本 進君「市長に今求めておる。市長の答弁してくださいよ。一番肝心なリフトをつけるかつけんかでね、大きな格差がある入札が公正なんて言えるのかどうかよね。市長がそれは公正だと言えるなら、それはあなたが責任持って言いなさいよ、ちゃんと」と呼ぶ）

議長（脇本茂紀君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） このたびの給食配送業務の委託に関しまして、るる議員から御指摘、御意見、また御要望もいただいております。

先ほど来の議論の中で、この委託に関しては、大変入札制度にかかわっての疑念、疑惑、こういったことに関してのお話をるるいただきました。いろんな紛らわしいような言い方については大変皆様に御心配をおかけし、また大変残念なことでもあり、申しわけなく、その点については思っております。ただし、この業務にかかわっては教育委員会の一

連の事務手続ということでございまして、我々市長部局としては適正に執行された旨の報告をいただいているところでございますので、そのように理解をしているところでございます。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 市長、その答弁は無責任なんよ。適正な報告だというのは、さっき教育委員会も適正だいうて言いよるわけじゃけん、私は市長部局としての公正な入札条件とは何か、リフトがついているかついていないかで単価が莫大違うじゃないかと。3台で300万円違う、それがやっぱり渡し板でやったら入札結果がひっくり返るじゃないかと、それだけ深刻な問題なんですよ。それが公正な入札だというのをあなた言えるなら、教育委員会と同じように公正な入札だと、報告じゃなしに、公正な入札なんだと明言してくださいよ、もう一回。

それともう1つは、教育委員会の次の労働条件にかかわってちょっと聞いておきたいんですね。配送車の清掃消毒というのがおおむね5分というふうに答弁されました。おおむね5分ですから前後だと思うんですね、5分の。大体5分だということですからね。その5分で、ちょっとこの学校給食の消毒のマニュアルがありますよね。これは学校の清掃は5分と、おおむねというのがありますがけれども、学校給食衛生管理基準に基づいた清掃、消毒なのかどうかを明確に答えていただきたいのと、その清掃、消毒した管理ですよ、いつ、どこで、だれがやったのかという管理記録はどうなのかと、どこの場所でどういった設備でやっているんですか。

この衛生管理基準というのはいろいろ書いていますからね、消毒じゃったらどういう消毒で、どういう設備が要りますよというのをちゃんと書いてある。だから、この管理基準に基づく清掃、消毒、5分でできるのかなと大変私は疑問に思うんでね、ここも明確に、学校給食衛生管理基準に基づいてきちっと消毒をやっているんだと、どこでどういった設備でやっているのかということを知りたい。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

（11番松本 進君「市長から答えてくれや、市長から」と呼ぶ）

教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 今回の配送車の清掃でございますけど、これは学校衛生管理基準に基づくものではございません。これは毎日清掃はさせていただいております。

今の給食センターへ配送業務に来られる前に毎日5分清掃をされておられます。

そして、それが5分で済むのかということでございますけど、毎日5分やっていただくんですが、汚れがひどい場合については5分以上の清掃にはなると思います。

以上でございます。

(「どこでやっているのか」と呼ぶ者あり)

どこでやっておられるのか、ごめんなさい、失礼しました。今の委託業者の事務所及び倉庫でやっておられます。

議長(脇本茂紀君) 11番。

11番(松本 進君) この管理基準に、この文部科学省が出した、これは調理場における清掃、消毒マニュアル、ここの中に配送にかかるのもあるわけですからね、ちょっと私はそれで、この洗浄消毒に関する基本的な考え方、これとは違った、やっぱり竹原市独自の基準でやっているということですかね。それでやっぱり安全、衛生管理の安全性は保たれるんですか。そこをちょっとお願いします。

議長(脇本茂紀君) 教育次長。

教育委員会教育次長(新谷寿康君) 今のトラックのコンテナを乗せる、6台乗せるんですけど、室内の掃除及び除菌のほうもやっていただいておりますので、それは衛生には別段支障はございません。

議長(脇本茂紀君) 11番。

11番(松本 進君) その清掃と消毒では、こういった機械で、こういった薬を使っていうの、ちゃんと書いていますよね。だからそういうでも設備が要りますよね。だから、これ終わった後、私確認させてもらいますが、今の委託業者のところにそういった消毒設備も、そういった消毒の、清掃のための消毒設備言いますかね、そういったものちゃんとある、そして、やったという記録もちゃんと残しているということではないんでしょうか。

議長(脇本茂紀君) 教育次長。

教育委員会教育次長(新谷寿康君) 今の記録があるかないかということでございますけど、これは業者に確認はしておりません。

(11番松本 進君「消毒はどこで、委託事業所でやりよるのかな、ちゃんと、そこで見られるわけかな」と呼ぶ)

それは、どのような方法かということについては、ちょっと私自身もこう……

(11番松本 進君「ええかげんなことするなよ。管理記録が……」と呼ぶ)

議長(脇本茂紀君) 答弁を終えてから質問してください。

(11番松本 進君「安全にかかわることじゃないか」と呼ぶ)

議長(脇本茂紀君) 11番。

11番(松本 進君) 子供たちのね、一番安全な食にかかわる問題で、消毒もどこでやっとなるかわからん、管理記録もない、こんなええかげんな業務委託があるんですか。これで安全性は確保できるんですか。教育長、ちゃんとあなた答えなさいよね。どういった設備を使って、どこの場所でやりよるんか、ちゃんと説明できないじゃないですか。管理記録もちゃんとないじゃないですか。そんなことでね、子供たちに安全な食を提供できるというのを教育長が言えるんですか。そこはちょっと答えてください、あなた、責任がある人。教育長が答えなさい、教育長が。

議長(脇本茂紀君) 教育長。

教育長(前原直樹君) 先ほど来ありますように、学校管理給食業務の大量調理業務の衛生管理マニュアルというのは、あくまでも食品をどのように調理するかというところで、食中毒の予防・防止についての厳密な規格でございます。そのことが運送業務に当てはまるかという、そうではないというふうに理解しております。

したがいまして、中に入った食品、食器等々についてさわるようなコンテナにはなっておりませんので、車両と、そしてコンテナの周辺さえ安全であれば、絶対に食中毒は発生しないというふうにとらまえております。

議長(脇本茂紀君) 11番。

11番(松本 進君) 教育長、それはね、あなた認識不足じゃわね。つくるところだけ衛生管理が徹底しとりゃええというもんじゃないんですよ。そこでつくって、そこで食べるわけじゃないんだから。学校まで配送するところまで含めて、つくってから子供たちの口に入るところまで安全じゃないと、何で安全だと言えるんですか。途中の輸送ルートでの配送のところ、管理基準、この基本的な考え方よね、これを満たしていないような管理の配送業務の仕方で、何で安全だと言えるんですか。そこでつくって食べるんじゃないんですよ。配送するんですよ、学校まで。だから、配送業務の清掃とか消毒、衛生管理でぴしっとしとかにゃいけんじゃないですか。そこは違うんですか。

議長（脇本茂紀君） 教育長。

教育長（前原直樹君） 説明が不十分だったようでございますけれども、もちろんいかなる場合であってもそのような危険を冒すようなことはあってはいけないということで、各学校等におきましても子供たちにも徹底をしているところでございます。

いずれにしましても、みんなでそういう危険予防・防止に努めるというところで、今現在無事にやっているところでございますので御了解いただきたいと、そう思っております。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと時間がないんですけどね、もう一回、教育長に言いますけど、この議会が終わった後、業務委託では清掃、消毒、この時間も入っているわけですからね、委託の中に。それがあなたがおおむね5分だという答弁をするから、5分の間にどんな消毒、清掃に関する基本的な考え方、こうやって衛生管理基準に基づいてやってるんかなと思ったんですが、それに基づいていないと。ですから、あと確認したいのはね、清掃、消毒、これをやっている場所、その管理記録はきちっとあと確認させてもらっているんですか。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 今の管理記録、業者のほうへ提出を求めてみます。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） それと、時間がないんですけども、私、たしか5分ではとてもじゃないが、この学校給食の衛生管理基準に基づく安全性は担保できないと思うんですね、私の考えではですね。あなたはできるというような言い方をするけれども、しかし、具体的な説明はできないわけでしょう。だから不信感がありますよ、確かに、正直言って。

それと、あとは働く人の労働条件にかかわって聞きたいのは、いろいろ調べたら、要するに時間が短いからね、臨時のパートの職員に積算しているんですよね。しかし、きちっといろいろな人に聞いて、さっき清掃、消毒、要するに車を始動する点検業務からね、始動の点検とかいう業務から、それで終わった後の清掃、消毒の業務から、これをきちっとやろうと思うたら、臨時でできるような時間じゃないんですよね。だから、フルタイムでやっぱりどうしても必要だというような時間帯ですよ。だから、その分はきちっとやっぱり安全性という面から見ても、子供たちに安全な食を提供するという面から見ても、私は大

変やっぱり疑問を持たざるを得ないというふうに思います。

それと、社会保険、9月から配送業務をやっておられるんでしょうけども、今、社会保険とか労働条件にかかわってお尋ねしたいのは、9月に配送業務をやられてから、確認するのはいつのを確認したんですかね。その確認した間は社会保険に入っていなかったというふうに理解していいんでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 今の御質問は、社会保険等の加入について、いつ確認したのかということをございましょうか。

これは、業者さんのほうからの質問が10月25日にございました。それ以後、業者のほうに確認をいたしました。そこから加入いうわけではございせん。今の供用開始のときから、社会保険等の加入については適切に処理をされておるところでございます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 随分あなたは適切にと答えるからね、ちょっと確認をせざるを得ないんだけど、社会保険、資格取得の確認という判がありますよね。だから、この判がいつあったかということを知っているんですよね。もう一回しますけれども、確認されたのは今言われた日にち以降にされたんでしょうけれども、その確認したら、事業所が社会保険や、いつ取得したか、そこで確認という印を押すようになっています。ですから、これがいつの判だったんでしょうかね。

だから、少なくとも25日以降でしょうから、25日以降に確認したときに、この保険に加入した確認の印鑑ですよ、これはやっぱり動かさない印鑑のあれになりますから、その分まで確認されておるはずでしょうから、それはいつの日付だったかという、確認したのは25日以降でしょうけども、この事務センター、この日本年金機構の事務センターの確認印というのが必ず要ると思うんですけども、この日付がいつになっていたんでしょうかね。

それともう1つは、9月から配送して、この確認された日にちですが、その間はやっぱり社会保険に入っていないくて労働、配送業務をされたんかどうか、そこの2点をちょっと確認してください。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 確認については、委託業者に確認をいたしました。

今の労災保険と雇用保険と健康保険、厚生年金保険がございますけど、労災保険については書類の写しで確認をしております。

そして、雇用保険については、いろいろ条件がございます、3人のうちお二人が加入をされているということでございます。健康保険、厚生年金については、それぞれの加入条件に該当しないため加入をしておられません。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと時間が余りないんですが、この国土交通省のトラック協会等に配られたチラシがありまして、ここには社会保険加入はすべてのトラック運送業者の義務なんですよということを書いてありますよね。それで、くどくどその、私は働く人がやっぱり安全で、賃金のこともありますけれども、やっぱり安全でないこういった配送業務にね、きちっとした任務が果たせないと、いざ事故が起こっても大変だという観点から、社会保険の分は、例えば、9月1日から配送業務に従事されて、確認されるまで、その間は入っていなかったというのが事実なんではないかな。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 社会保険、健康保険等については、加入はされておられません。それで、社会保険の加入条件に該当するしない、加入するしないについては、それは従業員が加入しないと、該当する者が加入しないと、今でいうトラック協会が進めておられます事業者としての行政処分の対象に、要は社会保険等に加入すべき者が入っていなかったら、それはトラック協会が進めておられます今の違反ということになるということで、これも中国運輸局での確認はしておるところでございます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） さっき言った市が出す公告の中に、先ほど読みました入札参加する者に必要な資格という面で、さっき私も公告の中を言いました。ここの中の（3）には、こういった業務の履行に伴い必要な法令に基づく許可を得ていることということが、この公告の中に、入札の資格者と、必要な資格者ということで告げられておりますよね。さっき言った社会保険入らんかったと、入っていない人もいるよということで、そういった人を従事させるということは、この必要な法令に基づく許可を得ていることに当たるんでしょうかということはどうですか。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） これは入札条件ということで、この条件といいますのが、今の給食の配送業務に必要な一般貨物自動車の許可を得ているかどうかということでの確認のことです。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 一般貨物自動車の許可というものはあるんでしょうけれども、この中に、その許可の内容の中にね、例えば、社会保険の加入は運送事業者の義務ですよというのがありますよね。これが強化されているということもあります。だから、こういったことにはこれが入っていないということになるわけですから、今、市がやった公告の中の入札資格の中には、必要な法令に基づく必要な許可には当たらないということではないんです。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） そのとおりでございます。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 私は、こういった労働条件にかかわる分については、先ほど言った消毒、清掃ですかね、これが5分という分を基本に働く時間、労働時間を積算されて、この契約の分にされているわけですが、やっぱり本当に安全な、子供たちに届ける安全な管理基準に基づくような、きちっとした管理に基づいた配送業務をやると思うたら、私はこういった5分ではとてもじゃないけれども清掃、消毒はできない。だから、私はこれはあと確認求めましたけれども、これは再度、教育長のほうには確認を求めておきたいのは、こういった管理基準に基づかない配送業務を実施して、私はさっき言った子供たちに安全な給食は提供できるのかと大変疑問に思います。そこで確認をさせてもらいたいということも言いました。報告を求めました。

ぜひ最後に、時間になりますから、教育長としては、こういった法令に基づく、学校の管理基準、衛生基準に基づく、そういった分をやる気はないんでしょうか、そこら、ちょっと確認を求めて質問を終わりたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 今の学校給食を供用開始させていただいて、今4か月になります。調理のほうも大きなふぐあいもなく、給食の調理をさせていただいており

ます。それに伴っての配送業務でございます。

配送業務についても、今議員のほうから御提案がありましたように、安全に学校給食が配送できるようにいうことについての今御提言があったものと思いますので、それについて今後検討して善処していきたいと思っております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 以上をもって松本進君の一般質問を終結いたします。

午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 30 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位 5 番、道法知江さんの登壇を許します。

5 番（道法知江君） 平成 22 年 12 月第 4 回定例議会の一般質問を行います。公明党の道法知江でございます。

1 番、住みよさを高める地域公共交通活性化について。

高齢化が進む中で、交通空白地域の交通弱者をどう救うのか、市内の交通環境をよくして新しい需要を開拓できるのか、持続可能な公共交通利用促進をどのように進めていかれるのか、お聞きいたします。

（1）持続可能な公共交通づくり。

公共交通を支えるため、関係機関、交通事業者等により御苦勞をおかけしながら協議を進めてくださっています。

①事業計画の 6 事業の内容と進捗状況を教えてください。

②環境施策にもなる、月に何度かノーマイカーデーで公共交通利用促進を職員、議員も一丸となって進めていくときが来ていると思います。庁内で、その協議はありますか。

（2）福祉バスについてお伺いいたします。

①交通手段を持たない高齢者や障害者の方に、外出支援のサービスを提供されている福祉バスの運行が行われていますが、利用者はふえていますか。利用者の推移を教えてください。

②平成 15 年 11 月にはダイヤ改正もありましたが、今日に至るまで利用者からの利便性について聞き取りやアンケートの実施はされていますか。利用者から満足のいく運行が

行われているのか、お聞きいたします。

市民の皆様から車の運転ができなくなったら困るなど率直に言われます。市民の切実な思いにどのようにこたえるか、持続可能な公共交通に対する市長の御所見をお伺いいたします。

## 2、次世代育成支援。

不登校やひきこもり、発達障害、うつ病対策など、次世代を担う若者の間で急増している実態をどのように把握されていますか。育成・支援の取り組みには、就労期までの自立支援につながる重要施策だと思いますが、本市の現状と課題をお聞きいたします。

### (1) 発達障害早期発見、5歳児健診。

母子保健法では、1歳6カ月と3歳の乳幼児健診の実施を定めています。竹原市では、1歳6カ月児健診、3歳児健診のほかに2歳児健診を実施しています。

①いつから2歳児健診を行っているのか、健診内容とその効果を教えてください。

②乳幼児の発育、発達を見る健診の段階で、発達障害の見きわめ、発見に至っているのか、現状を教えてください。

③発達障害の早期発見に、本市はどのような取り組みをされているのか、お聞かせください。

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、市及び市教育委員会は発達障害の早期発見に十分に留意することとされています。

④市が実施する療育相談事業の内容、相談件数、医療機関等の紹介件数、発達障害の児童数の推移をお伺いいたします。

学習障害(LD)など発達障害を就学前に把握できれば、小学校でも対応がスムーズにできるとして、5歳児健診が注目されています。

広島県内で5歳児健診に乗り出す自治体がふえています。早期発見につながる対策だと思いますが、本市としてはこの研究をされていますか、お伺いいたします。

## 3、命を守る施策の推進。

### (1) 急増する子宮頸がん予防を目指して。

今回、国の補正予算に盛り込まれた子宮頸がんワクチン、公明党3,000人いる地方議員が現場の声を聞き、市から県、県から国へ市民の声を届け、命を守る施策を推進いたしました。

本市におきましても、子宮頸がん対策が大きく前進いたします。

予防ワクチン接種の対象年齢が中学1年生から高校1年となっていることから、教育現場における正しい知識を普及させ、啓発活動をどのように展開されるのか、お伺いいたします。

(2) 不育症対策。

妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症。以前は実態も原因も不明な点が多く、適切な治療を受けられない人が大半を占めていたようです。

しかし、ここ10年で、新たなリスク因子が発見され、治療法も進歩しています。出産をあきらめていた人には、何よりの朗報と言えるでしょう。公的支援というサポートがあれば、より多くの方が新たな命を授かることが可能になります。

厚生労働省の調べでは、妊娠経験がある人のうち流産経験者は約4割、このうち2回以上流産し、不育症と見られる人は約6%、年間4万人程度が不育症とされます。

胎内の子供が育たず、流産や死産をしてしまう不育症の患者数は、国の実態調査で妊婦の16人に1人に及ぶものの、適切な治療を受ければ85%は出産できますが、不育症の認知度は低く、病気を知らないまま流産や死産を繰り返し、子供をあきらめる患者さんもいます。

医療現場でも「流産はよくあること」などと治療する側が不育症を見逃せば、適切な対応を見失い、医師の技術向上も不可欠とされています。

それに不妊治療と違い、不育症治療の多くは保険適応外になっています。費用は、注射だけで40万円、検査代、通院費なども加えると100万円を超えてしまいます。通常の出産費用以外にかかる高額な検査、治療費の捻出が困難なため、こうした壁に直面して出産を断念せざるを得ないのが実態です。

女性の中には、不育症ではかり知れないダメージを負っている場合も多いようです。

新たな命を授かるためにも、女性への支援体制が必要と思います。執行部の認識をお聞かせください。

母の涙は、悲劇をはかるバロメーターと言われ、母の笑顔は、幸福な社会へのメルクマール（指標）と言われます。女性たちの笑顔のスクラムが竹原市の活性化のパワーにつながりますよう、ぜひ御検討をください。

壇上での質問は終わります。自席に戻り、答弁次第により再質問を行いたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

議長（脇本茂紀君） 順次、答弁を願います。

市長。

市長（小坂政司君） 道法議員の質問にお答えをいたします。2点目及び3点目については、副市長がお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。公共交通は地域における経済社会活動の基盤であり、市民の移動手段の確保、地域の活性化など、地域において大きな役割を果たしております。

人口減少社会、高齢化社会や環境問題等のさまざまな社会問題がクローズアップされる中で、地域の公共交通を支えるためには、行政と市民、関係機関、交通事業者等が協働して取り組みを行うことが大切であることから、昨年10月に竹原市地域公共交通活性化協議会を設置して協議を重ね、本年3月に竹原市地域公共交通総合連携計画を策定いたしました。

この連携計画は、市民が将来にわたり快適に住み続けることができるための持続可能な公共交通づくりを目指しており、協議会を中心に連携計画に沿った事業に取り組んでいるところであります。

6事業の内容と進捗状況についてであります。まず、路線バス再編事業につきましては、既存公共交通の効率化を図り、より利用者ニーズにこたえる形へ見直しを行うもので、関係者と協議、検討を行っているところであります。

市街地循環バス実証運行事業につきましては、市街地で高齢者を中心に日常的に多く見られる通院や買い物などの回遊行動に対応する交通施策として、また、観光振興策の一環として、市街地循環バスの実証運行を行う計画であります。運行実施に当たっては、事業者との調整なども必要なことから、もう少し時間をかけて検討することとしています。

フィーダー交通システム導入事業につきましては、交通空白地域の移動手段として、フィーダー交通を整備するもので、モデル地域と導入に向けて検討を行っているところであります。

公共交通結節点整備事業につきましては、公共交通の乗りかえ拠点における利用環境の改善を推進し、複数の公共交通間の連絡利便性を高めるために、改善方針を定め、利用者にはわかりやすい乗り継ぎ案内等の交通情報ポスターの作成などに取り組んでいるところであります。

公共交通関連施設のバリアフリー化事業につきましては、高齢者や障害者が低床バスを利用しやすくなるように、低床バス情報の提供方法について検討を行っているところであります。

ります。

公共交通情報提供、利用促進事業につきましては、バス、JR、船など複数の交通機関の情報を1つにまとめた「たけはら公共交通時刻表」の作成に向けた取り組みや、小学校と連携した「バスの乗り方・バリアフリー教室」の実施など、利用促進に向けた取り組みを行っているところであります。

次に、市職員の公共交通利用の促進につきましては、例えば、市の大きな行事の開催に合わせ、マイカー通勤の職員へ自家用車の乗り合わせや自転車、公共交通を利用した通勤などを呼びかけ、実践しているところであります。

また、地球温暖化防止のためのCO<sub>2</sub>削減、ライトダウンキャンペーンの実施に合わせ、庁内においても職員一人一人が日常生活の中でエコ対策を実践するワン・エコ運動を実施しており、その取り組みの一つとして、自転車や公共交通利用に心がけるよう啓発しているところであります。

今後とも、地球温暖化防止などの環境保全や公共交通利用促進の観点から、マイカーから他の交通手段へシフトする取り組みについて、検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、福祉バスの利用状況等についてであります。福祉バスは、市内の医療機関への通院やショッピングセンター等への買い物等の外出支援のサービスを提供することにより、65歳以上の高齢者などで一般の公共交通機関を利用することが困難な方が、長年住みなれた地域社会で引き続き生活していくことを支援し、保健福祉の向上を図ることを目的に、市内4コースをそれぞれ週1往復運行しているところであります。

この福祉バスの利用者の推移については、平成19年度6,745人、平成20年度6,892人、平成21年度7,200人と増加傾向にあり、交通手段を持たない高齢者や障害者の外出の支援に効果を上げております。

利用者の満足度につきましては、平成21年2月に行った利用者を対象としたアンケートでは、運行時間や運行回数に関する要望もありますが、運賃、バス停の場所、乗りおりのしやすさ、車内の乗り心地、運行ルートについて満足度の高い意見をいただいております。

また、福祉バスが運行されている日のみ外出している方が21.6%となっており、閉じこもりがちとなる高齢者、障害者の外出支援の福祉施策として、一定の役割を果たしていると考えております。

今後、公共交通を必要とする人がふえることが予想される中、高齢になっても末永く快適に暮らせるまちであるために、持続可能なよりよい公共交通づくりへ向け、行政と市民、関係機関、交通事業者等が協働して取り組んでいかなければならないと考えております。

以上、私のほうからの答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） それでは、私のほうから2点目、3点目について御答弁申し上げます。

2点目の御質問についてであります。不登校やひきこもりの家庭は、厚生労働省の調査によると26万世帯あり、広島県は6,680世帯とされています。

ひきこもり期間が長期化する割合もふえており、不登校からひきこもりへと移行する場合があります。背景的には、発達障害、精神疾患などを持つ人が多いとされ、ひきこもりが長期化する中で、継続した支援体制がとれないことが課題とされています。

こうしたひきこもりの長期化を防ぐためには、できるだけ早期に当事者の来談、受診につながるよう、さまざまなサービスの周知を行うとともに、当事者及び家族に対する支援の継続実施が必要と考え、広島県西部東保健所で実施されている精神保健相談のひきこもり相談、ひきこもり家族教室、家族の集いなどの事業の紹介や精神保健機関だけでなく医療機関、教育機関、福祉機関などの専門機関の紹介や専門機関との連携による相談、訪問事業等を実施しております。

次に、健診は個々の子供たちの身体発育や精神発達を確認していくとともに、病気の早期発見や育児不安の軽減を図るなど、子供を健やかに育てることを目的として実施しています。

その中で、発達障害児の早期発見、早期支援を目的に、県で作成された乳幼児健診マニュアルを参考に、健診での問診項目を作成したり、相談場面においても活用をしています。また、健診場面だけでなく、育児相談においても、発達が気になった段階から支援、相談かできるように、市が実施する療育相談事業への参加を進め、地域支援センター等のコーディネーターと一緒に、集団、個別遊びを通して支援を行っています。

うつ病は特別な病気ではなく、だれでもかかり得る病気で、ストレス過多の現代社会において、うつ病の人は増加しているとされています。うつ病は、はっきりとした症状があらわれず、病気だと気づきにくいことや、精神科を受診することに対する抵抗感や、「治

療しなくても自然に治る、あるいは治らない」などのうつに対する誤った認識などから、うつ病を経験した人の4人に3人は医療機関での治療を受けていない状況があります。うつ病は、薬物治療を中心に多くの効果的な治療方法があるため、早期発見、早期治療が肝要であります。

このようなことから、広報や啓発パンフレットの配布などで、うつ病などの精神疾患について正しい理解の促進が図られるよう周知に努めているところであります。

また、広島県西部東保健所で行われている、うつ病等専門相談等、各種の相談機関の紹介や関係機関との連携した相談事業を実施し、当事者等の支援に努めております。

次に、2歳児健診についてであります。2歳児とその保護者を対象とした歯っぴー健診は、1歳6カ月から3歳児になるまでの間の育児支援と、う蝕予防及び保護者の歯周疾患予防等を図るため、平成9年度から開始をしています。内容は、親子歯科健診、歯科相談、フッ素塗布などの歯科に関する項目と問診、面接や育児相談などです。

2歳児健診を導入したことで、3歳児健診前に発達相談を行う機会がふえ、療育相談の利用促進と継続支援による保護者不安の軽減等につながっているものと考えております。

乳幼児健診では、医師による診察、歯科医師による歯科検診、保健師、栄養士、歯科衛生士等による発育・発達、生活リズム、離乳食、予防接種、う蝕予防、フロスの使用等について年齢に応じた相談、支援を行っています。

障害の早期発見という観点からは、主として姿勢、運動、感覚やこだわり、社会性、コミュニケーション、3歳児については、これに生活習慣を加えた数十種類の間診項目と、保護者からの聞き取りや面接者と子供とのやりとり及び診察の結果により、発達障害の疑われるケース、フォローが必要なケースを見きわめてまいります。

次に、発達障害に対する取り組みについてであります。発達障害のある子供たちは、生育暦の中で言葉のおくれ、コミュニケーション等の不十分さを持っていることが少なくありません。しかし、言葉が遅いから発達障害とは言い切れず、言葉の出始めが2歳くらいと遅くても、伸び始めるとめきめき追いついて、4から5歳までに問題のないケースもあります。

このように、子供の発達は3歳過ぎまでは個人差の幅が大きいので、行動面の落ちつきのなさ、やりとりができない等を観察しながら、経過を追ってフォローする必要があります。発達面に問題が疑われたら、保護者の意向を酌み取り、かかわりを持ち続け、適時介入し、長期的に継続支援を行いながら、必要に応じ専門ケアの活用につなげていくように

しております。

気になる子供たちについては、保健センターでの乳幼児健診、育児相談などの機会を活用するとともに、身近な幼稚園、保育園や地域子育て支援センター等において、一人一人の個別の対応の中で、発達障害が疑われる園児、児童・生徒の早期発見、早期対応に努めております。定期健診や就学時健診で発達障害の疑いが認められた児童の保護者に対しては、継続的な相談や助言を行うとともに、医療機関等の紹介などを行っております。

さらに、大学と連携し、保育士等子供にかかわる関係機関職員に対し、発達障害児や保護者に対応するための研修を実施するなど、適切な対応を図っているところであります。

保健センターでは、療育相談事業として、健診等で発達に課題の見られた子供たちを対象に、小集団で感覚遊びや運動遊びを通して、個々の成長を促しながら保護者の育児支援を行っています。参加時の子供の発達確認をしながら、保護者の思いや状況により臨床心理士による個別相談の利用や専門の医療機関の紹介を行っております。平成21年度の療育相談の実施回数は10回、参加組数は延べ69組、専門の医療機関等につながったケースは2件であります。

子ども福祉室では、家庭児童相談室において発達障害を含め、養護、保健、障害、非行、育成相談等を受け付け、西部子ども家庭センターの月1回の定例相談と連携により、相談、助言に当たっているところであり、発達障害が疑われた場合は、児童福祉司、児童心理司の助言により専門機関を紹介しています。相談件数につきましては、平成21年度は19件の相談を受け付けております。

また、福祉課障害福祉係では、3法人に委託し障害者相談支援事業を実施しておりますが、そのうち、県の療育支援事業の委託を受けている「地域支援センターまいらいふ」との連携による発達障害の取り組みを行っております。

教育委員会では、一人一人のニーズに応じた教育を進める上で、発達障害が疑われる園児、児童・生徒の早期発見、早期対応に努めております。就学時健診では、就学前の子供の状態を把握し、発達障害の疑いが認められた児童の保護者に対しては、継続的な相談や助言を行うとともに、医療機関等の紹介などを行っております。

また、特別支援教育相談委員会を設け、幼稚園及び小・中学校に在籍している園児、児童・生徒に対して、特別支援学校への進学、特別支援学級への入級及び介助員の配置について、保護者の思いや専門家の意見を伺いながら、適切な就学指導を行っております。

次に、5歳児健診についてであります。広島県内において、江田島市が平成20年か

ら2年間実施したほかは、現在実施しているところはありません。

健診は、診断をつけるのではなく、保護者に気づいてもらうきっかけづくりでもあります。専門家の意見では、5歳児では支援の必要な人は既に医療にかかっていることが多く、遅いという医師もあり、賛否両論があります。現状では、3歳児健診で発達障害の疑いを指摘しても、保護者が受け入れにくい状況があり、3歳以降にそれまで所属する家族から集団生活に入り、同年代の子供とのかかわりの中で、社会性とコミュニケーション等で課題が目立ってくるなど、保護者の目が向いたそのときに専門相談、療育機関、支援センターにつなげ支援を続けています。早期発見や実施方法については、引き続いて調査し、検討してまいります。

次に、3点目の御質問についてであります。女性の80%は一生に一度は発がん性ヒトパピローマウイルスに感染すると言われております。感染しても90%以上は体内から自然に排除されますが、排除されなかった一部のウイルスの感染が長時間続くと、がん化すると言われております。子宮頸がん予防には、予防ワクチンをウイルスに感染する前の10代の時期に接種することが効果的ですが、ワクチンだけですべての子宮頸がんを防ぐことはできません。ワクチン接種と大人になってからの定期的な子宮頸がん検診が大切です。

また、ワクチンは3回接種することで十分な効き目が得られるため、きちんと最後まで接種することが重要とされます。こうした内容について、中学生については、教育委員会と連携し正しい知識の普及と啓発に取り組んでまいります。高校生については、市内の高校と連携して感染症予防対策について性教育を実施しており、その機会を活用し、子宮頸がん予防ワクチン等に関しても啓発を行ってまいります。

次に、不育症につきましては、平成20年度に厚生労働省研究班が設置され、実態調査を行った中で、妊娠した女性の4割に流産の経験があり、そのうち流産を繰り返す不育症の患者が16人に1人という割であり、また、不育症の女性の4割は強い心のストレスを抱えている一方で、専門外来で検査、治療した人のうち、8割以上が無事出産できていたという調査結果を発表しております。

不育症は、新たな治療分野として診断や治療法に関する研究が重ねられており、原因の究明とそれに対する治療については、引き続き研究されている状況であり、今後、国、県における方針や動向を注視してまいります。

以上、私からの御答弁とさせていただきます。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（道法知江君） それでは、再質問を行ってまいりたいと思います。

選挙、市議会議員の11月14日に行われた選挙後に、選挙の最中からもなんですけど、たくさんの方々の御意見、要望等を聞かせていただきました。その中で多かったことを、このたびの12月議会で質問させていただこうというふうに思っております。

今、現状、社会の情勢としたら、この暮れをですね、どう乗り切ろうかと奔走中の方々がたくさんいらっしゃるという、年度末には緊急保証制度を初めとする中小企業支援策等々が次々に期限切れになると、そういった現状です。政府としては、2011年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。その内容は皆さんも御存じだと思いますけれども、国、地方合わせた法人課税の実効率5%の引き下げ、これが柱となっております。思い切った引き下げ措置を講じておりますけれども、財源不足で見切り発車したことを認めているような、今、現政権でございます。恐らく国債増発、国債頼みになるのではないかと、それに拍車をかけるのではないかとということも予想されております。財源の確保もできないまま、民主党政権が政策を掲げて、期待させながら裏切り続けている、こういった地方自治体は、私たちも含めてなんですけれども、本当に振り回されていると、そういったことが現状ではないかなというふうに思っています。

特に菅政権が打ち出しをした新成長戦略、これ6月の閣議決定だったんですけれども、新成長戦略では、目玉の政策として来年度から特定の地域で独自の規制緩和を認めて、税制や財政、金融の支援を行うというものでした。多くの自治体では、環境や雇用、医療、教育など、独自のアイデアで特区の指定を受けようと取り組みを続けてきましたけれども、皆さん御存じのように、11月、政府の行政刷新会議で事業仕分けにより予算計上見送りという、そういうことになってしまっております。地方主権どころか地方切り捨てと、このような政権運営の中で、地方軽視の民主党政権に対する竹原市政は今後どのように地方から政治を変えていこうとされるのか、そういった思いで再質問を行ってまいりたいと思っております。

一番最初に公共交通のことを質問させていただいております。

これは、やはり選挙中にたくさんの方からのお声でありました。地域の公共交通、地域公共交通と言われるけれども、竹原市は一体どのように進んでいるのかと、全く見えてこないではないかという厳しい御指摘をいただきました。公共交通の地域公共交通総合計画、いろいろ施策の方向性が出ておりました。

公共交通の整備の方針は、公共交通空白地域の解消、2点目に利用者ニーズに応じたサ

ービスの提供、3点目に利用しやすい公共交通網の構築、4点目に利用促進への継続的な取り組みと、こういった4つの公共交通の整備の方針が打ち出しをされております。事業計画では、いろいろな事業の概要等について、ただいま協議会で何回も事業経営者の方々と交えて審議をしてくださっております。そういった御苦勞は聞いてはいるんですけども、実際のところ、空白地域の問題とよく言われます。それとか、現行で運行されている路線バス、この時間のダイヤ、料金体系、利用者のニーズにどうこたえているのか、これからどのようにして見直しをされるのかという厳しい御意見の市民の方々が非常に多いです。

ストレートに物を言いますと、今、運転してるときはいいんですけども、これからすぐもう目の前に自分で運転できなくなるであろうと、そういったときの公共交通、今の竹原市の現況を見ると、本当に中心に人が移動ができるような体系ではないのではないかと、そういった竹原市に対する御不満を聞いております。公共交通の空白地域の解消は、これからどのようにされていこうとされているのか、何点か質問の順に基づいて質問をさせていただきたいと思えます。

公共交通の事業内容で、現在運行されている路線バスと福祉バスの運行経路、運行方法、サービス、利用者のニーズにこたえるということに対して、今どのような再編の事業の内容が進んでいるのか、お聞きしたいと思います。

それと、この事業計画の実施期間が平成22年度となっております。現行のサービスで継続運行と並行してニーズの把握及び路線バス、福祉バス、それぞれのサービスの見直しが検討するのが22年度となっておりますが、進捗状況としてどのようになっているのか、これをお聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 企画政策課長。

企画政策課長（豊田義政君） 路線バス、それから福祉バスの再編についてお尋ねがございました。

現在運行されております路線バス、それから福祉バスのサービス内容を利用者ニーズに応じて改善していこうというのが、この連携計画の中にございます路線バス再編事業ということで、御答弁させていただいた内容でございますけれども、現在の取り組みといたしましては、交通事業者、それから社会福祉協議会とか、それから福祉バスについては、アンケート調査とかという形で利用者ニーズ等把握させていただきまして、現在、交通事業者等と協議を行って、どのような改善ができるかということを検討している段階でございます。

ます。もちろん協議会、分科会を通じてでございますけれども、行っている状況でございます。

それから、22年度に検討成果が出て、早速にでもという、取り組まなければいけないのではないかとございまして、一応連携計画、5年の計画期間を持っておりまして、おっしゃられるとおり、22年度に内容検討と、路線バス再編事業については検討ということになってございまして、若干予定どおりは進んでいない部分もございまして、連携計画を進めていく中で、この5年間の事業の中で協議会を通じて検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（道法知江君） それと、2番目の、今の第1点の路線バスの再編事業のことだったと思うんですが、2点目の市街地循環バス実証運行事業はどのように進んでいるか、教えてください。

議長（脇本茂紀君） 企画政策課長。

企画政策課長（豊田義政君） 市街地循環バス事業の件でございますけれども、こちらのほうは市街地で高齢者を中心に日常生活、日常的に多く見られる医療施設とか、それから大型小売店の回遊行動、それから観光なんかでも利用できるということで、市街地に循環バスを走らせようということで、連携計画を立てまして、その中で、総論としては連携計画に沿って進めていくということで、協議会、分科会でも協議をしてきたところなんですけれども、実証運行の実際の運行に当たっては、既存の公共交通の事業者とかとの関係、それからどういうふうな運行形態をやっていくかというような運行形態の問題、それから料金とか路線とかといった部分で、実際の運行分に当たって検討していく部分が多々あるということで、具体的な運行内容のところまで結論が出ていないと、引き続き検討をしていくということになってございます。よろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（道法知江君） 企画政策課長の本当にせっぱ詰まったというか、大変そうだなというのとはすごくよく実感としてわかるんですけども、まだほかにもあるんですよね。公共交通の結節点整備事業、道の駅開業とともに公共交通の提供を開始するという予定であったと思います。平成22年度下半期から平成23年度、道の駅開業にあわせて実証運行実施と効果の検証をすると、これ計画どおりに全く行っていないのではないかなというふうに思います。

それと、フィーダー交通のシステム導入の事業、これもモデル地区の選定と地元ニーズの把握をすると、22年度で、これもなかなかモデル地区の選定というのも進んでいないような状況ではないかなというふうに思います。余りしつこく言うとあれなんですけど、これとあわせてなんですけれども、どうしても福祉バスのことが市民の皆様からのお声としていただいております。福祉バスは、平成15年のときにダイヤの改正をされています、ダイヤ改正、平成15年ダイヤ改正。平成22年に至るまでダイヤの改正は全く行われていないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長。

福祉課長（大宮庄三君） 福祉バスのダイヤの改正につきましてであります。平成15年、それまで3コースであったものを4コースにしてダイヤ改正を行ったと。これまでさまざまな要望に基づきまして、停留所のことであるとか、コースにかかわる要望とか、そういったことにつきまして、事業者等とも連携しながら検討をして行ったわけですが、そういった意味では、福祉バスそのもののダイヤ改正ということには至っておりません。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（道法知江君） この文章、答弁書ではよくわかるんですよ、平成19年度で利用者が6,745人、平成20年度では6,892人、147人ふえています。平成21年度では7,200人と、前年度に比べると308人もふえているんです、利用者が。倍にふえてきているんです。高齢者もふえています。福祉バスは高齢者とか障害者の外出支援だというふうに言われているので、当然高齢社会を迎えているので、年々増加の傾向になっています。1回につき100円の料金、低料金、これは本当に使いやすいということだと思いませんか。アンケートもしていただいています。だけど、どうしても理解できないんですけれども、こうやって利用者がふえていく、ふえていっているにもかかわらず、例えば、増便とまではいきませんが、ダイヤ少し改正しながら、コース、4コースある、そのうちの利用者の一番多いところ、新庄のほうですかね、新庄、田万里方面ですかね、とか西の方面、そういうところの方々の声を直接聞いてみようとか、そういうことをしないのかというふうなことが、ちょっと理解できないですね。

そうかと思うと、福祉バスが運行されている日のみ、1週間に1回だけやっと外出できるということで、この日に限って出かけられる人が21.6%いるわけです。たった1週間に1回ですよ。100円の運行、福祉バスを使って、1週間に1回買い物しよう、もし

くは医療機関に行こうとか、そういう方々がいらっしゃるわけですよ。ふえていっていると。にもかかわらず、7年間たっても運行の時間帯とかコース、コースはふえたと言っていましたけれども、たった1週間で月、火、水、金ですかね、4日ですね、1コース行っているわけですよ。西野の人、忠海の人、1週間に1回しか福祉バスは来ないんですよ。吉名もね、4コースですから。1週間に1回、この1週間に来る1回だけが、本当にやっとの外出なんだということなんですよ。そうかと思うと、障害者の外出支援の福祉施策として一定の役割を果たしていると考えていますと、閉じこもりがちになる高齢者に対しては、これは本当に十分に機能を果たしているというような答弁になっているんですよ。

私、選挙中にこの福祉バスについて、こういった御意見がありました。今自分はやっと運転して何とか病院に行っているのではあるけれども、実は人工透析をしていると、人工透析をしているので、週2回病院に行かないといけない。このたびにタクシー代がかかるということでは、とてもではないけど、竹原市に住めない、これ以上、やっぱりそういう高齢者の方、障害者の方いらっしゃるわけですよ。これはね、市長、やはり何とかしていただかないといけないなど。

一方では、公共交通を考えるとって、こうやってなかなか前進しない。それはもちろん前進しない理由は、事業者の方々いらっしゃいます、タクシー業界の方、またバス業界の方いらっしゃる。競合してはいけないとか、そういう声もちろんあります。けども、全然進んでいないというところに、何か問題点はないのかなと、竹原市このままでいいのかなという思いがいたします。地域活性化と叫びながらも、現実に市民の皆さんの足になるものすら確保できないということを、私は非常に矛盾を感じます。何とか前進していただけるように、市街地循環バスの実証運行も、そして道の駅が開業いたしました結節点の整備事業、これをどんどん推し進めていただきたいと思います。

この前に協議会に参加させていただきました。協議会に参加したときに、時刻表がたたき台としてやっと上がってきた、その現物も見させていただきました。素晴らしい時刻表にはなっております。ならば、ここへたまゆらの絵をくっつけたらどうかとか、そういった、見てみたい、時刻を確認してみたいと思わせるような、そういった時刻表にしていればいいのではないかなというふうに思いました。本当に高齢者の方、障害者の方の足の確保を進めていただきたいと思いますというふうに、進めなければいけないというふうに思います。

それと、その協議会における説得力のある言葉というのもあると思うんですけども、ここの答弁では、マイカー通勤の職員に対して自家用車の乗り合わせや自転車や公共交通を利用した通勤などを呼びかけていると、実践しているというふうにありますけれども、実践しているその実態はどういう実態なのか。

それと、CO<sub>2</sub>削減のために、地球温暖化防止のために公共施設等、庁舎、庁内ともにそうですけれども、CO<sub>2</sub>の削減の目標の数値があると思います。それにあらわれるような結果になるのか、この辺をお伺いしたいと思います。

それと、取り組みの一つとして、自転車や公共交通利用に心がけるよう啓発していると言いますが、いつから啓発をされているのか、これに対してそのとおりでいって、職員の方々が公共交通を使われて出勤をされているような状況があるのかどうか、お聞きいたします。

議長（脇本茂紀君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） ノーマイカーデー、職員がマイカーで出勤している、マイカーの利用の自粛、いわゆるノーマイカーデーということで、議員のほうから御提言をいただいておりますけれども、以前にも議員から御提言をいただきまして効果等の検討をした経緯もございます。

取り組み状況ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、現在まで、特にノーマイカーデーという形で設定をいたしまして実施はいたしておりませんが、今年度、2度ほど行事があるときにおきまして、マイカーの乗り合わせ、あるいは公共交通の利用の呼びかけということで実施をさせていただきました。実際、ノーマイカーデーというのをほかの自治体等でも実施されているところもございますけれども、その多くは都市部の公共交通機関が発達しているという地域でありまして、交通渋滞の緩和策、あるいは交通に係る環境の負荷の軽減という観点から取り組まれておるものでございます。

実際、竹原市におきましても、マイカー通勤を少しでも減らせば、環境面における効果はあるというふうに考えております。ただ、市内におきましては、地理的に公共交通機関が十分ではないという地域もございますので、引き続き本市なりの取り組みを検討してまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（道法知江君） 職員が出勤します、それが苦にならないようなこともできるのでは

ないかなというふうに思います。例えば、歓迎会だとか忘年会だとか新年会だとか、いわゆる飲む機会のときには、必ず車を置いて公共交通を使って来ないといけないと思いますね。それならば地元で飲食店も還元できるし、そういうことでお互いがウイン・ウインの関係になるのではないかなというふうに思います。職員とか議員、私たちも含めてそうなんですけども、極力そういった運動、CO<sub>2</sub>削減のためにという運動の展開によって推進していこうと思うということで協議会のお話ができれば、もっと前進できる会になるのではないかなというふうに私は感じております。

あと福祉バスのこと、ちょっと最後だけ1点、課長にお話聞かせていただきたいんですけども、今後この福祉バスについても当然公共交通と連動してということになると思いますけれども、この実態ではなく、福祉バスが運行する日がもっとふえたら、この21.6%、外出支援をさせていただいている21.6%がふえるかどうか、ふえるのではないかなというふうに思われるかどうか、お聞きしたいと思います。買い物難民等もありますので、ふえるかどうか。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長。

福祉課長（大宮庄三君） 福祉バスの運行回数につきまして市民のほうから要望があるということは、アンケート等で私たちも承知をいたしておるところであります。この運行に要する経費とか福祉バス本来の役割等々、そういったことも十分踏まえながら、議員の言われたように、公共交通の検討の中でさまざまな課題を整理しながら、慎重に検討していきたいと思っております。

また、この福祉バスにつきましても、そのアンケートの中では、福祉バス運行に関する感謝の気持ちであるとか、あるいはぜひとも継続してほしいという要望も強く出ております。そういった意味で、引き続いて福祉バスの満足度の向上に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（道法知江君） 5年計画の公共交通ではありますけれども、スピードアップしてやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、次世代育成支援の質問に移らせていただきます。

不登校やひきこもり、以前にも質問をさせていただいております。広島県の世帯割でいくと6,680世帯というふうにはなっております、出ております。厚生労働省の調査によるとということなんです、では竹原市では一体どれぐらいの方々がいわゆるひきこも

りということになるのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） ひきこもり等の数値でございますが、これは厚生労働省のほうから先に発表しましたひきこもりの評価支援に関するガイドライン、これによりますところの推計値を利用させていただいております。このひきこもり者がいる家庭の比率は0.56%とされております。これによりますと、竹原市の場合は4月1日現在の世帯数でいきますと、72世帯という推計値を算定できると思います。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（道法知江君） 答弁書では26万世帯となっていたんですけども、私が調べたものによると、推計で250万人いらっしゃるのではないかというふうに出ております。課長が言われた、例えば、0.56%で72世帯ぐらいではないかというふうな答え、それにしても72世帯というのは非常に悩んでいらっしゃる方が多いというふうに感じます。

ここで、私が質問させていただきたかったのは、相談訪問事業等を実施しておう、そういったこの訪問相談事業の、ちょっと若干内容と件数をお知らせいただきたいと思っております。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 広島県西部東保健所で実施されている精神保健相談の件数ということでございます。内容につきましては、ひきこもり相談、ひきこもり家族教室、家族の集いということでございますが、これの相談件数につきましては、いわゆるうつ、ひきこもり以外を含めまして、すべてその精神保健福祉相談ということで、件数のほうは出ております。

まず、面接相談につきましては、平成21年度、うつに関しては6件、ひきこもりに関しては6件、トータルで他のもろもろの相談も含めまして102件、このうち、竹原市分につきましては2件という数値でございます。

また電話相談につきましては、うつの場合は87件、ひきこもりの場合は19件で、合計347件、これには竹原市分は入っておりません。こういった相談内容になっております。相談件数の実績です。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（道法知江君） 例えば、職員の中に過度のストレスから来るメンタル部分での休暇、長期休暇というような実態はありますでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 職員の中でという御質問でございますが、過去5年間でということ御答弁をさせていただければと思いますけれども、1カ月以上休暇を取得した職員のうちで、いわゆるメンタル面で休暇した職員ということで回答させていただきますと、1カ月以上休暇した職員16名でございます、そのうちメンタル面で休職した職員は11名でございます。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（道法知江君） やはり実にメンタル面での疾患というか、そういったことでストレスとかいうものを抱えていらっしゃる、職員の中でも多いということでもあります。周りを見渡しても、やはりそういうことで悩んで、なかなか仕事にもとに戻らないというようなこととか、そういう方々も見受けられます。これは次世代育成ということで、子供さん対象の質問であったので、今の職員の方のメンタルな部分の休み、休業状況というのはまた別の問題にはならないかなと思いますけれども、ちょっと参考に聞かせていただきました。

発達障害なんですからけれども、答弁書の7ページに、大学と連携して保育士の職員に対して研修ですかね、こういうのを行われているというふうに、ちょっとこの辺詳しくもう少し教えていただきたいと思います。適切な対応を図っているというふうには書かれておりますので、もう少し内容をお聞かせいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 発達障害児や保護者に対応するための研修とはどのような内容かとの御質問であります。発達障害児と地域支援事業で、広島大学の大学院教育学科、研究科の教授や助手の方が保育所児童の個別対応方法や保育カンファレンスの進め方、教育相談へのつなぎ方等の指導のため、公立保育所6カ所、各所3回程度訪問しております。

それと、保育所や児童クラブ指導員、民生・児童委員を対象にした研修会を年に2回程度開催しております。そのことによりまして、適切な保育の実施と保護者の負担の軽減、児童の適切な成長の促進につながるよう対応を図っているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（道法知江君） 8ページの、これ字の間違いでいいんですよね。私のいただいた原

稿のほうが間違っているのかなと思うんですけども、児童福祉司、これは司の間違いですか。これで合っているんですか。こういう字を書くんですか。心理司もこういう字を書く人ということですよね、確認、間違いがないということですね。わかりました。

実は、5歳児健診のことを質問させていただいております。答弁書では、広島県内において江田島市が平成20年から2年間実施したほか現在実施しているところはありませんというふうに答弁書で言われているんですが、確かにこの答弁でも間違いはないと思います。5歳児健診というのは江田島市ということらしいんですが、広島市でも5歳児発達相談を行っております。全員を対象にした5歳児健診ができればよいというふうに言われています。また、尾道市では希望者を対象にした5歳児相談をもう既にやっております。それから、庄原市でも5歳児健診の必要性は高まっていて内部でも検討していると。それから、三次市でも発達障害の支援ということで枠組みの中の一つの取り組みとして、5歳児健診という位置づけで検討中だというふうに聞いております。府中市でも、行っていないが実施する方向で検討していると。熊野町でも、5歳児健診についてはやったほうがいいと思うという回答をいただいています。あと海田町もそうですね。必要性を感じて、どのように取り組むか、実施していこうというふうなことで検討中だと。鳥取県では、県内の4市で5歳児を対象にした発達相談を実施している。15町村で5歳児健診を行っていると。5歳児という対象が非常に年齢的には就学前の健診の段階で必要性を感じているということをお答えいただいています。

だから、5歳児健診という、健診になると、それは確かに江田島市しか、江田島市と尾道ですね、もやります。なんですが、5歳児発達・発育相談という形であれば、恐らくやるべきだという意見が高いわけなんですね。

だから、行政というのはどうしても他市町の動向を見てとか、そういった国からの状況を見ながらという回答になるんですけども、早期発見、早期治療で発達障害というのは、学校に入ってから集団生活でちょっとこの子はどうなのかという子を早く見きわめてあげることによって、その子の将来に大きく人生左右するということでもありますので、できましたら5歳児、4歳でもいいと思うんですけども、5歳児における発達の療育相談というか、発達相談の窓口というものを、そういったものを取り入れていただけるような方向はないのか、そういうことを検討していこうというお気持ちはないのかなというようなことをお聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 議員御指摘の内容も踏まえまして、答弁書の中のほうには書かせていただいておりますが、この5歳児健診は確かに賛否両論あるということで書かせていただいております。議員御指摘の早期発見、早期治療ということに関しては、当然この取り組みにつきましても大変大切なことだと思いますので、この早期発見や実施方法については引き続き調査し検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（道法知江君） ありがとうございます。竹原市の回答をいただいております。竹原市の保健センターからいただいております。「現実的には5歳児健診は行っていない。就学前児童を中心に個別相談は実施しており、今のところそれで足りているという判断をしている。必要性は理解しているが、健診という形がいいのか、保育園などによる継続観察による見きわめがいいのか検討中」ということで、これで結構ですか、こういった見解で。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 先ほども申しましたとおり、賛否両論ある中で、5歳児では支援の必要な人は既にもう何らかの形で医療にかかっているというようなことも多く、この5歳という段階で健診をするというのはもう遅いのではないかというふうな意見等もある中で、そのような御回答をさせていただいております。

早期発見、早期治療ということにつきましては、当然真摯に対応していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（道法知江君） はい、よろしくお願いいたします。

それでは、次、3ワクチンのことでずっと継続して質問をさせていただきました。何と3ワクチン、ワクチンの助成には全国に拡大をいたしました。子宮頸がん、H i b、小児用肺炎球菌、これは1, 4 8 9市町村が行っている、子宮頸がんに関しては9 5%、H i bにしては8 9%、肺炎球菌では8 6%が、このたびの厚生労働省の調査で既にわかったというふうに、ワクチンの助成が全国に拡大いたしました。

これに伴いまして、どうしてもお聞きさせていただきたいなと思っていたのは、中学校から高校1年生が対象になるために、本人や保護者、もしくは学校現場、こういうところの理解を深めるために教育委員会はどうのような連携をおとりになるのか、積極的な御答弁をお聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 今回、中学校1年生から高校1年生までの生徒がワクチン補助対象になったということですが、今後の学校対応についてですが、中学生段階での生徒に対する子宮頸がん予防ワクチンの接種について、生徒各自に一人で判断させるということは大変困難などいいますか、そのように感じております。また適切ということでもありませんので、まずは保護者への啓発を図ることが肝要であると、このことについては教育委員会もそのように考えております。その普及啓発の方法につきましては、関係課と連携しながら検討をしっかりと行い、適当な機会を通じて速やかに実施していきたいというふうに考えております。

具体的には、そういう具体的な機会と申しますと、保護者を多く集めることのできる機会を指すものと思いますが、入学説明会でありますとか、PTA総会でありますとか、進路説明会等が考えられます。そのような会を考えながら、学校とも相談し、より多くの保護者の方に啓発できるよう努めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（道法知江君） 3ワクチンの対象年齢と人数をお聞きしたいと思います。

それと、市内の医療機関で全部これはワクチン、オーケーなのかどうか。3ワクチン、大丈夫なのか。接種できない場合、例えば熱があった場合、誕生日前後した場合、これはどうなるのか。通知の仕方はどのようにされるのか。23年度まで、15カ月間のことということでもありますので、迅速にする必要があると思います。対象者に対して漏れのないようにするにはどのようにされるのか、これをお聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） まず、3ワクチンのうち子宮頸がんに関する対象年齢は、先ほどもありましたが13歳、中学校1年生から高校1年生、16歳までの女子を対象としまして、市内、9月30日現在の住民基本台帳数字でいきますと、この間の女生徒は526名。また、H i b ワクチンでございますが、これは対象年齢ゼロ歳から4歳まで、5歳未満の子供ということですが、これは市内では919名の方。小児用の肺炎球菌ワクチンにつきましては、先ほどのH i b と同じゼロ歳から4歳まで、5歳未満の方ということと同じく919名、こういった方が対象人数となっております。

また、これに関するワクチンを接種できる医療機関ということでございますが、これは竹原地区医師会のほうに協力をお願いしておりまして、現在、子宮頸がんにつきましては市内17医療機関のうち13医療機関でワクチン接種のほうを対応していただくようになっております。またHibワクチン、また小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、市内17医療機関のうち5医療機関で対応していただくというふうなことになっております。

また、接種機会を逃した人への対応ということでございますが、例えば発熱等があった方、あるいは平成22年度の補正予算期間内に接種できなかった、例えば高校1年生の生徒さんにつきましても、これは特別な事情ということで対応するというので、平成23年度、高校2年生になっても対応できるというふうな、これは特例的な措置でこうした対応ができるようになっておりますが、あくまで市の行いますワクチンの対象期間というのは、国の補助期間であります平成23年度末を対象として今回実施したいと思っておりますので、適用できる範囲もこの補助基準の範囲内で対応させていただきたいというふうに考えております。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（道法知江君） 1月からということで、恐らく1月の広報には今言われたことの説明が載るのではないかなというふうに期待しております。1月の広報で周知しない限りには、本当に現場はもっと遅くなるというふうに思いますので、早急に対応をお願いしたいと思います。

最後に、不育症のことで書かせていただいております。耳なれない言葉だと思います。不妊治療というのはよく聞きますけれども、不育症については余り聞かれていないのではないかなと思いますが、実はこれも市民相談からのことでした。今、不育症もいろんなケースがわかってきて、原因というのも少しずつわかるようになってきたということで、不育症の適切な治療を受ければ、流産を繰り返す人の85%が無事出産までたどり着くという、厚生労働省のほうからのそういった文章が載っておりました。

2度流産した人は不育症を疑う必要もあって、不育症に関する情報は厚生労働省の不育症研究班で載っているということで、実はNHKの「あさイチ」の番組でも11月29日に放送がありました。胎児が育たないという不育症のことでありました。これ広島市にお住まいの42歳の方、過去4回流産したという方なんですね。不育症外来を設置している岡山大学に行っているいろいろ検査を受けたということです。しかし、現実的には出産までの費用が、先ほど質問でもさせていただきましたように、注射だけで40万円、検査代、通

院費などで100万円近いお金がかかるということで、若いお母さん、若い御夫婦ではあきらめざるを得ない方々もいらっしゃるということでした。

私がちょうど市民相談を受けた方の言葉なんですけども、この不育症、お腹の中で赤ちゃんが育ちにくい、そういうことは苦しんでいる人、本当に泣く泣くあきらめている人、いっぱいいますと。女性というのは、なかなかこのことが言い出せない、タブー視されていると、いまだにそういった世の中の風潮があると。お腹の中で我が子を失い、周りに理解されない苦しみを抱えてずっと生活するんだという、本当に出産したことはないけれども、恐らく出産する以上の苦しみを抱えてずっと持っていくというような、そういう方のそういう言葉がありました。

この方は29歳なんですけども、私も保険内でわかる検査では異常が見つからないまま妊娠だったので、初期から流産を予防する薬を飲みましたと、保険のきかない胎児ドックで赤ちゃんを検査してもらって、この費用が莫大だったと、かかる費用の問題でほとんどの人があきらめてしまう。不育症に悩む人たちが、みんな我が子が抱けるように、せめてあきらめなくてもよくなる社会にしてほしいですという市民相談をいただきました。本当に妊娠はわかっているんだけど、また出血するんじゃないか、赤ちゃんの心臓がとまってしまふんじゃないか、そういう思いで本当にいつも緊迫した思いでいると、残念ながら赤ちゃんがお腹の中で育たないということを知りました。

やはり一番苦しんでいる人に光を当てるのが政治の責任だと私は思います。出産に至るまでの支援策というものを、ぜひとも竹原市が率先して、一番最初に話をしましたけれども、本当に地方から政治を変えていくいいチャンスではないかなというふうに思っています。地方自治法の条文の中に、第1条の2にこのように書いてあります。「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と、この条文の前段には、「住民の福祉の増進を図ることが目的となる」と、すなわち住民の福祉の増進こそ、これが一番大切なんだと。ちなみに、福祉とは一般的には幸福感ととらえられるだろうと、住民の幸福感を増進させていくことが行政の目的なんだというふうに、地方自治法を読ませていただいて、改めて本当に実感いたしました。

血の通った温かい政策でなければ、竹原市じゅうの活性化というのは望めないなというふうに思います。公共交通を考えること、福祉バスを考えること、すべてにおいてそこには生命の尊厳というものがあって、人があって地域が活性化するんだということを本当に

念頭に置きながら、私も今後4年間しっかり議会活動をしてまいりたいなというふうに思っております。

ぜひ不育症の研究を、たったこれだけの最後の何行目かぐらいだけの回答では物足りません。不育症のことで悩んでいるお母さんの気持ちを考えると、たったこれだけの回答ならばパソコンを見ればわかる、パソコンを見ただけでももっと深い回答が出るはず。そして、医療機関、産科医に聞かれたのかというふうに言いたくなるような実は答弁だったのではないかなと、本当に残念に思います。しっかりと命を守る施策を実現できるように尽力していただきたいなと思います。

以上をもちまして質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 以上をもって道法知江さんの一般質問を終結いたします。

2時35分まで休憩いたします。

午後2時21分 休憩

午後2時35分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。質問順位6番、宮原忠行君の登壇を許します。

6番（宮原忠行君） それでは、市民会議といたしまして、平成22年第4回定例会議における一般質問をさせていただきます。

まず最初に、現在、各自治体におきまして、職員給与の官民格差の是正と持続可能な財政基盤確立のためのさまざまな努力が積み重ねられているところであります。すなわち、職員給与の人事院勧告準拠から市民所得準拠への転換が図られているのであります。

“海士から日本を変える”をスローガンにした島根県海士町の山内道雄町長の挑戦は、離島からの挑戦として全国的に高い評価を受けていますが、その挑戦の第一歩は職員給与の3割削減でありました。3割削減した職員給与を財源として、地域産業振興政策、定住促進策、子供の学力保障、早期退職者の独自の年金創設等々、持続可能な海士を形成するための産業基盤、生活基盤、教育基盤、ヒューマンネットワークの形成等々、独創的な政策を強力に推進し、全国的に高い評価を受けているところであります。

リコールにより解職された鹿児島県阿久根市の竹原信一前市長の専決処分の乱発による政治手法には、さまざまな批判があるとはいえ、阿久根市民の平均所得300万円に比べて職員給与が3割高いという市民の実感を土壌として、なお竹原信一市長に対する支持は根強いものがあり、来年1月中には行われるであろうと言われている市長選挙の帰趨は、

予断を許さないほど緊迫したものとなっていると言われていたところでもあります。

竹原市におきましても、地域産業政策が欠落し、失われた20年とも30年とも言われている地域経済の疲弊、閉塞状況の中で、あすへの希望を失いつつある自営業者、国民年金生活者、非正規雇用者、失業された方々の間におきまして、職員給与の官民格差に対する怨嗟の声がいっぱいあふれているところでもあります。私の実感からいたしましても、竹原市における職員給与と民間給与も阿久根市同様の官民格差3割という実態にあるのではないかと考えているところでもあります。

市長におかれましては、竹原市における給与の官民格差の実態をどのように認識され、また持続可能な竹原市財政の構造改革、人件費改革としての職員給与の人事院勧告準拠から市民所得準拠への転換について、どのようにお考えになられるか、その御所見をお伺いさせていただきます。

次に、竹原市の平成23年度の予算編成にかかわる問題として、財務省が打ち出した地方交付税1兆4,850億円の特別加算の廃止が実現した場合に、来年度予算への影響額をどの程度と見込んでおられるのか。

また、竹原市財政の予見可能性を確保し、持続可能な財政運営を担保して市民生活の安全・安心を保障する責任を直接的に有する竹原市長として、特別加算見直しを打ち出さざるを得ない財務省方針の背後に潜む900兆円とも言われる国の天文学的な借金に対して、いかなる認識をお持ちになっておられるのか、その御所見をお伺いさせていただきます。

900兆円のところが恐らく9,000兆円じゃろうと思いますんで、9,000兆円でしたかね多分、それに御訂正をお願いしたいと思います。900兆円でいいですかね。あともし間違いがあれば訂正させてください。

次に、

(「900兆円」と呼ぶ者あり)

900兆円じゃったですかね、9,000兆円じゃったですかね、また後で確認させていただいて、もし間違いがあれば訂正をさせてやってください。

平成23年度政府予算において、地方自治体の裁量権の拡大、使い勝手のよさを大義名分として創設されようとしている一括交付金制度については、制度の不明瞭さと、その大義名分がどうであれ、税源移譲と言いながら補助金総額の削減手段として利用されるのではないかということが懸念されています。

そこで、持続可能かつ予見可能な財政基盤確立のための責務を有する竹原市長として、また広島県市長会の副会長として、平成23年度政府予算において創設されようとしている一括交付金制度をどのように評価し、対応されようとしているのか、その御所見をお伺いさせていただきます。

4番目といたしまして、地域経済再生の切り札として有望視されている持続可能な竹原市農業の再生という責務を有する竹原市長として、農業を主要産業とする自治体を初めとして、各農業団体が反対を表明している環太平洋戦略的経済連携協定に対して、どのように評価し、対応されようとしているのか、その御所見をお伺いさせていただきます。

また、持続可能な竹原市農業再生のために、いかなる方途を描こうとされているのか、あわせてその御所見をお伺いさせていただきます。

最後に、地域の安全・安心を保障するための生活基盤の整備、地域社会のインフラ整備等を促進し、協働のまちづくり事業を進める上で阻害要因となっている住民間の意見の相違、地権者の不同意等々、住民協働と住民と行政との間における協働作業のありよう、住民と行政との対話、さらには住民に対する行政の説明責任のありように関して、さまざまな問題が内包され、地域課題が解消されないまま放置されている現状が市内各地において見受けられるところであります。

こうした観点から、新開地区土地区画整理事業、竹原町皆実地区道路維持修繕事業、忠海長浜駅周辺のイノシシ被害に対する安全対策事業等々の安全・安心、協働のまちづくり事業を推進していく上において、阻害要因となっている諸課題について、市長はどのように認識されているのか、その御所見をお伺いさせていただきます。

以上でもって、壇上での一般質問を終わらせていただきます。

議長（脇本茂紀君） 順次、答弁を願います。市長。

市長（小坂政司君） 宮原議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。地方公務員の給与について、現行の地方公務員法においては、職務給の原則、均衡の原則及び条例主義が給与を決定する原則として取り上げられており、そのうち均衡の原則につきまして、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとされております。

この中で民間事業の従事者の給与につきましては、地方公務員の採用も労働市場の中で行われており、適材を確保するために民間に匹敵する給与を支給する必要があるという観

点と、給与の財源を負担する国民、住民の納得を得られる水準にするという2つの観点から勘案されるべきものと考えております。

こうした観点を踏まえ、都道府県や政令指定都市など人口規模の大きな自治体においては、人事委員会が設置され、中立的、専門的な第三者機関として当該地域の民間給与と当該団体の職員給与等を比較し、必要な給料表の改定等の給与勧告を行っているところがありますが、人事委員会を設置していない小規模の自治体の多くは、均衡の原則を実現する現実的な方法として、人事院の勧告をもとに国家公務員の給与に準じた給与改定を行っているところであります。

国家公務員の給与につきましては、各地方公共団体の区域における経済事情や経済の状況等の乖離が見られる例も生じていることから、平成18年度から平成22年度までの計画で給与構造改革に取り組まれているところであり、本市におきましても、こうした国家公務員の給与構造改革に準じ、また他の地方公共団体の職員の給与等の状況を考慮し、給与改定を行ってきたところであります。

今後におきましても職員の給与水準の見直しを図り、市民の御理解が得られる給与制度を確立するため、給与決定の原則に基づきながら、制度のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。このたび新聞報道された1兆4,850億円の特別加算につきましては、平成21年度に厳しい地方財政の状況及び当時の経済情勢等を踏まえ導入されたことに始まったもので、平成21年度及び平成22年度のみの時限的な措置とされておりましたが、平成年23度の総務省概算要求において、三位一体の改革で削減された地方交付税を復元するとともに、地域経済を活性化し、元気な日本の復活を図る観点から、平成22年度と同額が計上されているものであります。

また、さきの臨時国会において成立した補正予算により、平成21年度の決算剰余金及び平成22年度の国税収入の増額補正に伴う地方交付税の法定率分の増収分のうち、約1兆円を平成23年度の地方交付税の総額に加算することとなっており、さきの特別加算の水準維持とあわせ、地方財政支援の強化が図られるものと考えておりましたが、国の危機的な財政状況への対応などを踏まえ、財務省において特別加算の見直しについて主張されたものと推測しております。

しかしながら、現時点ではいまだ政府内において新年度予算編成は調整段階にあり、国等から本件に関する説明など情報を伝え聞くことはなく、また政府は本年6月22日に閣

議決定された財政運営戦略において、地方の一般財源の総額確保を掲げていることなどを考慮すると、今回の特別加算の廃止の動向については流動的な状況にあるものと考えております。

一方で、財務省は平成22年6月末時点で国の債務残高が900兆円を突破したと発表しており、このことは今後国の財政再建が優先されることなどによって、地方交付税の縮減など、地方財政措置に対する影響が生じることを懸念しているところであります。

こうしたことから今後の中・長期的な財政運営を考えるに当たり、地方交付税や国庫支出金などの国庫関連財源については、その動向を十分注視するとともに、第5次総合計画に掲げた目指す将来像である「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向けた施策を積極的に展開するため、事業の選択と集中や事務事業の見直しなどにより、計画的で効率的な財政運営を推進し、持続可能な財政基盤を確立するなど、引き続き行財政改革に取り組んでまいります。

次に、3点目の御質問についてであります。国庫補助金等の一括交付金化は、補助金制度改革の第一歩として、国により用途が限定されている財源から地方の自由度が拡大することを前提に、その方向性は理解できるものと考えております。しかしながら、当該制度につきましては11月22日開催の国と地方の協議の場において、「『地域の自主性を確立するための戦略的交付金』案」として、都道府県分、市町村分を合わせて1兆円強とする予算規模や箇所づけ等の国の事前関与を廃止すること、客観的指標に基づく恣意のない配分を導入することなどの制度概要が示されたところでありますが、その詳細はいまだ判然としない状況であります。

現時点で明らかにされている一括交付金制度の内容に対しましては、まず総額につきましては現行の補助金等総額を縮減することなく確保すること、また配分につきましては継続事業や団体間、年度間の事業費等に配慮すること、この2点が本市が必要とする事業を円滑に推進する観点から特に重要と考えております。

さらに、今後の一括交付金の制度設計につきましては、国と地方の協議の場で十分な協議を行うなど、地方の意見が十分反映されるべきと考えているところであります。

こうした考えにつきましては、全国市長会を通じて国に要請をしているところでありますが、今後におきましても当該制度の制度設計の状況を注視するとともに、制度導入後において地方が必要とする事業の執行に支障が生じることのないよう、地方交付税制度を含め万全な地方財政措置が講じられることについて、引き続き要請をしてまいりたいと考え

ております。

次に、4点目のTPP、いわゆる環太平洋パートナーシップ協定についての御質問であります。国がTPPに参加した場合、貿易面などの経済的な恩恵がある一方で、国内の農業生産者への影響や農業の衰退が危惧されるなど、各界において賛否が分かれていると認識しております。

11月に開催された中国地方知事会におきましては、それぞれの県の事情に違いはありますが、さまざまな議論を踏まえつつ、関税撤廃の影響が大きい農業対策や国民的議論を踏まえた対応を求めた共同アピールを採択されたところであります。

また、全国市長会においても、この問題を農林水産政策の推進に関する重点提言の一つとして取り上げ、国内の農業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である農村整備や食料自給率の向上などに支障が生じないように十分配慮するとともに、関係者からの意見を踏まえ、慎重に対応するよう国に求めているところであります。

本市といたしましては、今後の国会等の動向を注視しながら、国が示される農業施策に速やかに、かつ柔軟に対応することが重要であると考えており、安全・安心な地域農産物の供給ができるよう、また、あわせてさらなる厳しい競争にも耐え得るような農業経営の強化に向け、生産、加工、販売に至る6次産業化を図り、担い手の育成、確保、集落法人の育成、農業経営への支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の御質問についてであります。住民協働のまちづくりとは、住民、自治会、非営利活動組織、市民活動団体、行政が協力し、共通の目的のためにそれぞれの得意分野や活動を生かして、知恵や汗を出し合い、まちづくりに取り組む姿勢と、その仕組みであり、これにより「自分たちの住むまちをこんなまちにしたい」と住民総意の将来像を描き、役割分担をしながら、みんなで実現していくことを目指しております。

これは、地域の行政は地域の住民が自分たちで決定し、その責任も自分たちが負うという行政システムの構築、全国的な統一性や公平性を重視する画一と集積の行政システムから、住民や地域の視点に立った多様と分権の行政システムに変革を意義とする、近年の地方分権と地域協働の流れによるものです。

このため、昨年度策定しました本市総合計画におきまして、基本目標の4つの大切さの中心に「みんなでつくる竹原の魅力【協働】」を据えたところであります。

この地域協働を実現するため、本市におきましても計画の段階から広く関係者に情報を公開し、市民や関係者の参加を図る手法や、計画の段階から直接意見を申し述べる機会を

設ける手法を取り入れて、地域の安全・安心を確保するための生活基盤や地域社会のインフラなど、社会基盤の整備を推進しているところであります。

議員御指摘のJR安芸長浜駅周辺のイノシシ被害につきましては、関係自治会と協議し、その状況を調査した上で、地域住民の安心と安全の確保の観点から、必要な対応策の検討を行いたいと考えております。

また、新開土地区画整理事業、竹原町皆実地区の道路維持修繕事業におきましては、一部の方々の中で個人的な利害関係が原因で合意形成が整っていない状況であります。おのおのの事業の目的と効果を再度確認し、地域住民の方々との信頼関係を深めながら、事業の早期完成を目指して鋭意努力してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（宮原忠行君） 1番目の質問でありますけれども、竹原市における民間給与と、これにはもちろん非正規雇用、いわゆるフリーターとか、そうしたものも含まれるわけがあります。また、例えば竹原市におきましても正職員と例えば臨時職員、あるいは嘱託職員、明らかに私は官民格差があると、このように感じておるわけでありまして。これは、恐らくは私一人の考え方というのではなくて、恐らくいろんなところでそれぞれの議員もお耳にされているところなんだろうと思うわけですね。

そこで市長、やはりその官民格差が——例えばその阿久根の竹原信一市長がおっしゃっておられるような3割の格差なんかどうかは別といたしまして、やはり給与といいますか、所得といいますか、そこにおける、竹原市における官民格差の存在というものを認められるのか、ならぬのか、まずこの1点について御答弁いただいているわけでありまして、ぜひともこの点については市長の答弁をいただきたいと思っております。

（6番宮原忠行君「これは市長答弁せにやいけまあ。市長でないといくまあが。議論進まないので。それはそうでしょう、ないということになれば、またほかの議論をしなきゃならんじゃないですか。答弁の中に入っていないんだから。市長の質問は、市長におかれましては竹原市における給与の官民格差の実態をどのように認識されておられるのかと、こう問うとるわけです。どこにも答弁ないじゃないですか。これはひとつ答弁いた

だかんといけん。市長でないといけんでしょう。従前も市長の答弁がないということで議事進行かかったことがあるんじゃないですか。まず言うん1番じゃないですか。いや、ないと言うんならば、私の質問、もう要らんわけじゃから、1番については。再質問しても意味がないわけじゃから。市長に問うとんですよ、市長に。議長ぜひお願いしますよ。答弁がないんだから。答弁漏れじゃないですか」と呼ぶ)

議長（脇本茂紀君） どなたがされますか。

（6番宮原忠行君「市長じゃないと答弁できまあがや。ええか、市長の弁求めて、市長が答弁せんと、答弁がないんじゃないから、中身について。市長、これはあるかないかは、どの差かいうことを聞きよるんじゃないんだから、ないならいいんですよ、市長。これは議長のほうで整理つけてもらわないと、答弁がないんだから」と呼ぶ)

暫時休憩いたします。

午後3時01分 休憩

午後3時03分 再開

議長（脇本茂紀君） 会議を再開いたします。

答弁を願います。市長。

市長（小坂政司君） 今の現在の国の経済状況の中、竹原市におきましても給与におきましての官民格差というのは、実態的にはあるというふうに認識しております。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（宮原忠行君） そんなに難しい話じゃないんですよ。私はあると思うんです。ですから、ここに田村秀さんという方が「自治体格差が国を滅ぼす」ということの中で、いろいろな人口の一極集中であるとか、そして、人口の一極集中による富の偏在とか、そしてそこでジニ係数とか、そして貧困率ですよ、これも明らかにしてお話ですから。

だから、その事実を事実として認めないと議論が前へ進まないわけですよ。それがどの程度かわかりませんよ、どの程度差があるのかね。しかし、実態で言うと、やはり、例

えば今までもいろんな形で所得階層に関する資料と11番議員もさまざまな資料提供を求められて、そして、そのことのある意味で言えば低所得階層、このところが相当大きくなっており、全国的に言うてもその中間階層というのは崩壊をして、それで貧富の格差が拡大し、そして同時にやはり人口の減少をしており自治体、経済開発に取り残された自治体における官民格差というのは、非常に大きいものがある。それが阿久根の例ですよ。阿久根が恐らく2万2,000人ぐらいですかね。

それで税収が20億円のうち、十何億円が恐らくそうした人件費ということで、手法はいろいろ私も、ある意味で言えばその手続といいますかね、民主主義を重んじる立場の人間として、どう言いますかね、極めて強い違和感というのは持っておりますけどね。

そこで、いずれにしても御答弁いただいた職員給与の決定原則は、これから先は実務的な答弁になりますから市長でのごうて構いません。言えば地方公務員法の第24条に基づいて、るる答弁をいただいたと、こういうふうに解釈をさせていただいてよろしいですかね。これは総務課長のほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（脇本茂紀君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 議員おっしゃるとおり、そうでございます。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（宮原忠行君） それで、職員の給与の決定、あるいはあり方に関して、もう1つ前段として地方公務員法第14条というのがあると私は考えておるわけでありませう。この第14条の情勢適応の原則ですな、これについて、総務課長はどのようなふうにお考えになれるか、ちょっと御答弁をお願ひしたいと思ひます。

議長（脇本茂紀君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 経済情勢、あるいはそういった地域の状況、あるいはそういった民間の状況、そういったことにも基づいて給与について考えていかなければならないというふうには考えております。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（宮原忠行君） 地方公務員法第14条は、地方公共団体はこの法律に基づいて定められた給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならぬと、こう規定しておるわけですよ。恐らく、地方公務員法、昭和26年か何ぼにできたんじゃないかと、戦後の国も破綻、地方自治体も破綻、また国民の生活も破綻という形の中で、実は公務員給与がなかなか支払われな

いと、ほとんどの地方自治体が財政破綻に陥っていたわけですよ。その当時は例えば人事院勧告があろうが、なかろうが、公平委員会の勧告があろうが、なかろうが、少なくとも生計費いいますかね、働いて生計を維持して、何とか国民とか、あるいは住民に全体の奉仕者として、その仕事をすることによって、まさに地域の福利とか、地域の社会福祉の向上に努めると、こういうことやったわけですよ。本来はそういうところから来たんだろうと思うわけですよ。

それで時代が流れ流れて、特に高度経済成長を経て、恐らく私はその経験はないわけがありますけれども、昭和48年、オイルショックだったですかね、このころには公務員の皆さんも第2番目のボーナスが支給されるというような、そういう時期もあったわけですよ。それで昭和49年に、まさに戦後の日本の曲がり角が来たと、初めて戦後マイナスの経済成長を迎えてきたわけですよ。

そこから、まあいろいろあったわけがありますけれども、田中内閣じゃったですかね、そこから恐らくその当時は大蔵大臣、大平正芳さんではなかったか、鈍牛と言われた大平正芳さんではなかったかと、このように考えておるわけがありますけれども、そのときに初めて赤字国債、これを出したと。そして、太平さん、総理大臣になられましても、どうしても均衡財政、これを回復しなければならないと、みずからの政治生命を投げ打たれて一般消費税じゃったですかね、これを打ち出されて、そして国民の信を問うという形で総選挙を行われ、その道半ばにおいて倒れられたと、こういうような形だったわけですよ。

その間、ずっと言いながらも、まだ途中いろいろありますけれども、どうのこうの言ってもやはり国民とか、あるいは住民の感覚からすれば、今日ほどひどい状況、まさに国民経済もいつ破綻するかわからないという深刻な危機の中で、やはり官民格差のこの所得水準の是正というものが大きな課題になってきたことは間違いないと思うわけがあります。

それで市長の答弁のほうにもありましたように、5カ年じゃったですかね、平成17年から始まる行財政改革といいますか、この中でとりわけ国家公務員の給与の是正、そして答弁の中にはありませんでしたけれども、それに加えて地方公務員の給与の是正ということがあったんじゃないでしょうかね。そうでしょう。国家公務員に準じて給与を見直ささいということじゃなかったはずですよ。とりわけ特別に項目を設けて、地方公務員の官民格差の是正に努めなさいと、こういうふうな通知が総務省から恐らく総務課のほうへも参っているはずでありますよね。総務課長、そこら辺どんなですかね。

議長（脇本茂紀君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 平成18年度から国家公務員につきましては給与構造改革ということで、大きな改革、給与構造の抜本的な改革ということをしておられます。

地方公務員におきましても、その国家公務員に合わせて、それぞれ各自治体において同様に国家公務員の給与に準じ給与改正を行っております。本市においても同様にさせていただいているところでございます。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（宮原忠行君） それは確かにその定員管理とか、いろんな形でものがされてこられたことを私は否定をしておるんじゃないんですよ。しかし、逆に、どういいますかね、正職員から臨時職員やら嘱託職員への転換を進めることにおいて、ある意味で言えば同一労働、同一賃金という原則が、まさに突き崩されてきたというか、その役所の中における同一労働、同一賃金の原則が突き崩されて、その役所の中における所得格差というのも大きくなっておるし、同時に民間においては、とりわけ建設業の例を出しましょうか。だから、正職員としてはなかなか雇うことができないから、必要なときに雇うという臨時雇用のような形でほとんどの方が働いておられますよ。それで、そこへ加えて、とにかく競争の促進といえますかね、昨年ですか、是正はされたとは言いながら、75%の中で落札いうんがね、くじ引きのような形の中で、さらに建設労働者の賃金水準いうのも相当大きく抑制をされてきたところであってね、私は恐らくこの官民格差というのは、竹原市における官民格差、相当大きく広がってきておると考えるわけですよ。

ですから、総務課長のほうはあれかもわかりませんが、その通知を読みますとね、平成17年12月24日に閣議決定された行政改革の重要方針における総人件費改革の実行計画についての地方公務員給与の項において、給与構造改革の徹底として、地域の民間給与の水準を的確に反映したものになるようとか、地域の民間賃金の的確な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映拡大を図りなさいよと、こうなつとる話ですよ。そうでしょう。

それを11番議員のときじゃありませんけれどもね、リフト等の等のところを強調してみたり、今回のところはそうした本来の地域における、地方におけるそうした官民格差の是正をなささいよという通知等については、一切情報も公開せず——もちろん勉強せん私ら議員も間違いを犯しておるかもわからんけれども、本来は竹原市の市民の所得水準に合わせた給与に抜本的に構造改革なささいよと、こういうことじゃったんじゃないでしょう

かね。私の解釈が間違っておるかどうか。

もし総務課長で答弁がしにくいのであれば総務部長で構いませんので、答弁をお願いしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） 当時の給与構造改革の見直しにかかわっての各地方公共団体の通知の中に、議員御説明のとおりの内容の部分があるということでございます。その中で、るる議員の御説明のありました改定、給与構造の見直しにかかわる措置と申しますが、先ほど総務課長が御答弁申し上げました平成17年度の措置にかかわる当時の人事院勧告にもそれは反映されておりますけれども、それに基づきまして平成18年4月以降における竹原市の給与構造の改革に適用させているというところでございます。

確かに議員御指摘のとおり、いわゆる官民格差のその差額の補給への適用というのは、いわゆる日本国内の各地方公共団体が順次適用している国家公務員にかかわる人勧の率を採用させていただいたところでございますが、一定には市長冒頭答弁申し上げましたとおり、竹原市の給与のあり方については、そのような形で従来から運用をさせてきていただいたところでございます。

もちろん、最初御答弁申し上げましたとおり給与水準の見直しとか、そういうものは引き続き取り組まなければいけないという認識がございまして、現在、国のほうでも人事院勧告制度にかかわる制度というものも検討しておられるということでございまして、引き続き、この点については取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（宮原忠行君） 仮にその努力を認めたとして、じゃあ平成22年度予算における経常収支比率は幾らだったんですかね、財政課長。

議長（脇本茂紀君） 財政課長。

財政課長（塚原一俊君） 21年度決算の経常収支比率でございまして、91.7%ということになっております。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（宮原忠行君） 今議会におきましても、人口減少、少子化対策、るる議論が展開をされたところであります。長野県だったと思いますけれども、下條村、驚異的な出生率の回復といいますか、2.04%か幾らだったですね。この下條村の伊藤喜平村長、人口が減っていくことによって下條村が崩壊すると、もし下條村を子や孫に伝えていく、そうし

た村として再生させるためには、何としても人口減少に歯どめをかけ、そして歯どめをかけただけでは持続可能な下條村へと再生をすることができない。こうした中で、村民倍增計画を立てたところであります。

先ほど御紹介申し上げました海士町におきましては、職員一人一人の給料を3割削減という、まさにドラスチックな手法を用いられたわけでありますけれども、この下條村の伊藤村長は、恐らくは幾らかは給与のほうにも手をつけたのかもわかりませんが、職員を半分に減らして、そして村民倍增計画を実施するための、例えば村営住宅、村営住宅といますか、村営マンションといますか、あるいは手厚い子育て支援策といますか、あるいは就学前、就学後の子供の教育というか、こうしたものに全力を注いできたんですよね。

そして、くどくなるかもわかりませんが、下條村においては、今恐らく2棟目かもわかりませんが、1棟目は国県の補助金を使って村営マンションを建てたんですよね。ところが、昨日もありましたように、やはり憲法原理とか国の予算とか県の予算が入ってきますと、やはり憲法原理とかいろいろあって、あるいはまた国交省の定めたさまざまな基準がありますから、例えば下條村の村民として新しい村づくりへ参加をしていただける、そういう条件であるとか熱意を持った方々に移住をしていただくことができないという大きな課題を抱えて、2棟目からは村の単独財源でもってマンションの建設をされたんですよね。そこで、例えば子供を持っておられる方であるとか、あるいは下條村に入って消防団活動であるとか、あるいはさまざまな地域の活動に取り組んでいただくことを条件にして、優先的に新しい住民を来ていただいたといますかね、そうした中でさまざまな政策を積み上げ、まさに村の単独財源ですよ、そうしてやってこられて、なおかつ経常収支比率は72. 幾らですよ。

昨日からもいろいろな政策提言といますか、とりわけさきに行われました竹原市議選における有権者、あるいは市民の皆様方の厳しいさまざまな御意見、御叱責、こうしたものを受けて、さまざまなやはり政策提言なり、そうしたものがこの議場において議論をされたわけであります。

今までやってこられた手法においては、手法だけでは、まさに下條村であるとか、あるいは海士町であるとか、その他いろいろありますけれども、まさに——例えば下條村にしましょうか。下條村を例にとって言うならば、市民倍增計画を例えば小坂市長が打ち出されるとするならば、どうしてもその財源が必要になってくるわけでしょう。だったら経常

収支比率を下げて、そして市民の負託にこたえる、あるいは市民が真に竹原に生まれ、生きて、そしてついに住みかとして竹原で生を終える、そのことに誇りを持てる政策展開をするとするならば、その必要な財源、どうしたってつくらなきゃならんわけでしょう。できるじゃないですか。経常収支比率を下げるんですよ。まさにその経常収支比率を下げる一つの有効な手段として、竹原市における所得の官民格差の是正、これを図れば財源は一気に出てくるんじゃないでしょうか。この点について、もし市長においてお答えが難しいのであるならば、副市長でも構いません。いずれかにおいて御答弁いただきたいと思えます。

議長（脇本茂紀君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 議員るる御指摘をいただきました。竹原市は今日まで行財政改革、あるいは集中改革プラン、そして、ことしから経営改革プランというようなことで、さまざまに予算、あるいは事業等についての見直しを図りながら、2年前から実行しております総合計画、住みよさ実感に向けたさまざまな事業展開によって、持続可能な行財政改革ということで進めております。そういった中で、今一つの御提言として職員の給与決定にかかわって官民格差を解消することを基本に置いたらどうかというようなことでございます。これについても経常収支比率90.7%が決して低い数字ではないということについては十分理解をしておりますので、ここらあたりについても先ほど来御答弁申し上げましたように、給与の決定の原則に基づきながら、制度のあり方等について見直しを図ってまいりたいと考えております。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（宮原忠行君） ですから副市長、この議場におられる方も恐らくどんなにおたくらが声高に主張されようとも、今の行政のありよう、また行政の進め方、そのことにおいて竹原市の10年後、20年後、30年後に夢を持てるような方はおられんと思えますよ。下水道の処理計画、ちょっと年数を私、ど忘れして申しわけないんですけども、まさに下水道の計画が2万1,000人にしていく中で、町会議員になるかと、こういうような怒りの声もあったわけでしょう。そして、さまざまところで住民にも負担を求めていっておるわけでしょう。

そして例として、例えば下條村、千何人じゃったか知りませんが、伊藤村長、10年ほどで千七百何ぼぐらいじゃったじゃろう思うんですけどね、その2,000人はもう超えさせたわけですよ。そして出生率も2.04%、日本でもトップレベルじゃないん

ですか。そのための財源が必要なんです。本当に今の計画でやってよね、この計画の年度内に夢を描ける職員は本当におるんですかね。そうでしょう。

だから、前にも申し上げたが、幹部職員だって、この竹原から、竹原を捨てて逃げていくわけでしょう。もし言われるように、今の計画にそんなに——この計画立てた言うて、竹原市における明るい未来が展望できるんならば、少々経済的な負担になったって帰ってこられるんじゃないでしょうかね。みずから幹部職員がですよ、うち捨てたふるさと竹原、その中で描かれた構想の中で、どんな未来が描ける言うんですか。

そして、さまざまところでは、例を出して言いますと、吉名のほうの例えば諏訪谷線とか道路ありますよ。市道が。はあ、皆崩れかかってきようる、ね。それで竹原町内、竹原町内だけじゃないけれども、恐らく大王のほうもそうでしょう。ちょっとした雨が降れば皆冠水ですよ。それで投資対効果じゃ、へったくれじゃいう理屈を言いながら、安全・安心のところは手を打たんわけでしょう。そして自分らの給料だけ守るんでしょ。まさに官民格差の是正しなきゃならんじゃないですか。

そうはいつでも、官民格差を是正するといってもね、じゃあどの程度あるのかわかりませんので、これはどうしても市長ね、御答弁いただきたいと思うんですよ。一度実態調査をしてみられるお気持ちがあられるかどうか、この点については市長、そんな難しい話じゃないんで、御答弁をお願いしたいと思います。

(6番宮原忠行君「市長が答弁できんなら、副市長でもええわ」と呼ぶ)

議長(脇本茂紀君) 副市長、答弁。

副市長(三好晶伸君) お答えいたします。

民間給与との格差における実態調査については、検討してまいります。

議長(脇本茂紀君) 6番。

6番(宮原忠行君) 市長、私はそんなに難しいことを市長にまたお尋ねしておるわけじゃないわけですね。まさに今の下條村にせよ、あるいは海士町にせよ、また、その他いろいろ全国的に——その、どう言いますか、村なら村、町なら町、市なら市の、まさに大きな政策課題に直面して、市長のトップリーダーで解決をされていっておられる、まさに21世紀は、21世紀における地方自治の旗手としての、地域経営者としてのそれぞれの市町村長、首長の責任感というものが、私はぜひとも自覚していただきたいし、同時に、けさもありませんけれども、やはり必要なところで我々も議員のほうも必要があるから市長答

弁を求めているわけでありましてね、ほで、円滑などといいますか、そうした議事を進める上においても、やはり必要最小限度は私は市長が答弁されるべきじゃと思うし、議長におかれても、そのように整理をしていただきたいと思うわけですね。そうせんとみずから黙り込むことによって、だれが責任者かわからないという、まさに責任者不在の議論をここでしたって仕方ないわけですよ。そうでしょう。それで副市長に任せるなら、もう市長はこの席に、議場へ出てくる必要もないんじゃないでしょうかね。私はそう思いますよ。

言葉が過ぎたらお許しを願いたいと思うが、この議場におけるやはり議論を進めていくそれぞれがやはり英知を出し合って、この竹原市が抱えておる人口減少、どんどん、どんどん縮こまっていく竹原市経済、この地域社会崩壊という危機感をどうすれば克服できるんかという、まさにその議論ができないじゃないですか。市長が責任を持って答弁ができないとするならば、市長みずからが、まさに二元制としての地方自治のありようというもの否定するということになってきますよ。

私は決して阿久根市の竹原信一市長の手法が正しいとは言いませんよ。私はむしろ批判的です。そして、また名古屋市長の河村市長のやり方が正しいかどうか、これも私も大いに疑問も持っておりますよ。しかし、やはりそこにおいて民意というものが大きく支持をするわけでしょう。阿久根もどうなるかわかりませんよ。そのことを市長はまさにみずからの選挙戦で圧倒的な勝利を得て信任をされたわけでありますから、自信を持って堂々とやっぱり答弁をしていただきたいと、このように私は考えます。

それで、この点についてはもう答弁を求めても無理でしょうから、次にやっぱり2番目の問題も同じように絡んでくるんですね。

この地方交付税の2番目の質問で、私はある意味議論をしたかったのはね、財務省が今の地方交付税とか、あるいはそうした特別加算金について、もっと言うならば地方財政計画について、どういう批判を持っておるんかということが大きな課題なわけですよ。実はそのところでいろいろと、例えばこのたびの予算についても、きょうあたりの中国新聞によれば17兆円の交付税の枠がほぼ決まったようでありますから、何とかなるんでしょ。何とかなるんでしょけれども、おおよそGDPのもう170%、180%を先進国の中でも最悪水準にあって、G20においても日本だけがもう一遍には借金を減らすことはできんから、特別に扱いしてあげるけん、まあ何とか借金を返済して、国家財政を立て直しなさいよというふうな特別扱いをされざるを得んぐらい深刻な状況になっておるわけよ。

それで、その中で、まさにかねてから言われておるように——私が何で言うかという、今の職員の人件費の問題と絡んで、今回の財務省の提起というのは、実は今の地方財政計画が過大に見積もられて、その過大に見積もられた分が人件費に化けていっておるんじゃないかという問題提起を実は財務省はしておるわけですよ。私の理解に間違いがあるかどうか、財政課長、ちょっと答弁願いたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 財政課長。

財政課長（塚原一俊君） 財務省の見解でございますけれども、おっしゃるとおり地方の地財計画が過大に評価しておるとするのは常々財務省は申しております。その中には御指摘のようなものも入っておると考えております。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（宮原忠行君） ですから、今の、本来ならその地方財政というのは、国家公務員と違ってね、国家の行政組織と違って、一番身近な住民の中で、一番身近な住民に監視されながら、さらに言うならば受益と負担の関係が最も見やすい中での住民監視の中で、地方財政の再建であるとか、自立的な運用が図られるという、こういう理念的なものを持っておるわけですよ。

ところが、今の地方交付税、あるいは地方財政計画の中には、地方財政を改革するというか、抑制をする、そういう機能が働いていない、年々歳々、膨張していく構造になっておるから、そここのところを何とかしなきゃならんというのが、一つの国の900兆円にも及ぶと言われる借金を減らす方策としての財務省が問題提起をし、それでいろいろと言われておりますけれども、民主党政権、政治主導とかなんとかかんとかと言われておりますけれども、今回の予算編成においても、かつての自公政権以上に財務官僚主導といいますか、財務省主導によって予算が編成された、こうなっておるわけですよ。言われておる。それで、いろんな特別会計なんかじゃ、ですから国交省なんかもごっそりやっつけていかれたから野田財務大臣、「ターミネーターが来た」とか、いろんなことを言っておりますけれどもね。

そうしますと、やはりこれから、ある意味もうそれが1年先なんか、2年先なんか、3年先かわからんけれども、恐らく3年はもうないんじゃないでしょうかね。どうしてかといえ、仮に40兆円でいっても、もうそれこそ1,000兆円、まさに今のGDPに、倍に匹敵するようなものになってきますから、借金がね、国債が。そうなってくると、言えば、国債の暴落、長期金利の上昇と、こうなったときには、まさに戦後地方公共団体も

なかなか公務員に給与も払えんというような国家財政の破綻、地方財政の破綻が来たときには、もう目も当てられん状況になりますからね。ですから、何としても事実的なね、もちろん今の国の財政構造の中で、すべてを竹原市だけが独自の財源でやるのは難しいですけども、しかし、国への依存度をなくす方策としての人件費改革とか、そうしたものをしていっとかんと、3年後、5年後にはまさに惨たんたる状況が生まれてくるんじゃないかという危惧を持っておるわけであります。

それで、こうした私の危惧といいますか、考え方について、これは総務部長でも構いませんので、どういうふうなお考えをお持ちになれるか、簡潔に御答弁願いたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） 人件費の抑制が今後の財政運営にかかわるウエートといいますか、そういうふうな先行きの危機につながるというふうな御懸念でございます。確かに人件費がこのままということの目標を我々としても考えているところでございせんし、引き続き定員管理でありますとか、給与水準の見直しを図りながら、この人件費の抑制にも取り組まなければならないという認識をしております。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（宮原忠行君） とりわけ、いろいろと、どう言いますかね、経済——リーマンショック等々があったり、あるいは災害があったりして、竹原市、何とかかんとか、それなりの公共事業予算を確保してきたわけですけども、恐らく来年度の公共事業予算も5%の削減とか、いろいろ言われておるわけですよ。そうしますと、やはりいい、悪いのそういう判断は別として、やはり地域経済、竹原市経済における——これは竹原市だけじゃありませんけど、全国ほとんど経済発展のおくれたところは、今まで公共事業予算によって何とかかんとか地域経済をもたせてきたわけですよ。ところが、やはりこれからさまざまな社会保障費であるとか、コンクリートから人へという予算がさらにドラスチックになるのかどうかわかりませんが、少なくとも消費税を含む抜本的な税財政構造というのが実現しない限りは、早晩、恐らく3年はないんだろうと思うわけですよ。

そうしますと、さまざまなところでの竹原市経済のさらなる疲弊化というかね、窮乏化というか、これが起きてきますよ。そうしますと、やはり従来のスピードにも増した所得の官民格差の是正というものが求められてくるであろうということが私は確信をしてやみません。恐らく、どうなるのかわかりませんが、仮に市長が再度竹原市政を担うた

めに頑張ろうという決断をされたときには、恐らくそこら辺も大きな争点になって、大変しんどい思いをされることがあるんじゃないかならうかと、私はこのように思います。私らもそうですから。

それで、何とか4時までには終わりたいと思うわけでありませけれども、基本的にはそうしたある意味で言えば他律からといいますか、国への依存から何とかその依存度を少なくしていくような、何とかそうした財政運営を人件費の改革も含めてお願いをしておきたいと思います。

それで、実は今議会におきましてもT P Pに関する意見書、こうしたものが決議をされると思うんですけども、T P Pに関しまして、市長として——これはどうしてかと言いますとね、やはり私は基本的に地方6団体とかなんとか言われながら、何か県ばっかしが知事会とか、あそこばっかしが何か、もちろん、責任のあれがいうのがあるでしょうけれどもね、何か市長会とか、そうしたところの発言——マスコミの取り上げ方もあるんでしょうけれどもね、その都度その都度、例えば一括交付金にしましても実は市長会、どちらかといえば反対の意向を示されたんじゃないでしょうかね。新聞報道によればですよ。

それで、だとすると、例えばとりわけ私、T P Pにつきましてもね、実は私自身もよくわからない。果たしてどうなんだろうかと。それで、ある意味で言えば、伝統的な我が国における保守の理念から言えば、私は自由貿易体制の確立というのは、ある意味で言えば、戦後保守が目指してきた一つの大きな背骨なんだろうと、こう思っておるわけですよ。それで、そうしますと、やはりこれまでそうした今までの戦後の保守といいますか、自民党を中心にした連立政権も含めてですよ、そうした経済政策によって何とかかんとか今日までの豊かさというものを実現し、しかし、それがどういいますかね、たそがれどきを迎えたというか、その中で同意をしておるわけですけどもね。

それで、そうしますと、今例えば私自身よくわからないんですけども、じゃあ今のT P Pの問題があろうがなかろうがですね、竹原市の農業は一体どういう方向に向かうんだろうかと、例えば国においては、民主党も戸別所得補償とか、いろいろとは言ってきましたけれども、しかし、現実的には自民党政権時代から進めてきた我が国における農業の国際競争力の確保と、こういうことになっておるわけですよ。そのために規模拡大を図っていくんだと、そして、そのためには例えば21世紀型のスーパー農業モデルとしての100ヘクタールですよ、そうしたスーパー農業モデルというものが提示され、そしてそこへ集中的に戸別の所得補償もしていくと、こういうような方向性も打ち出されてい

るわけですよ。そうしますと、竹原市が21世紀に生き残る農業のあり方、これから恐らく農業をどういうふうにして付加価値が見出せるような、そういう構造にしていくんか、そういう産業にしていくんかという大きな課題が、私は待つとると思うわけですね。そうしますと、そういう問題も含めて、これはあえてもう市長に問うても仕方がないんで、部長になるんか担当課長になるのかわかりませんが、そのところにおいてどういうふうにお考えになっておられるか、お考えをお尋ねしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 今後の竹原市における農業の具体的な政策の方向性というような御質問かと思えます。

今議員がおっしゃったとおり、私もまだ不勉強な中で、竹原市の農業の実態、こういったものが、やはり農業経営の体質と申しますか、農産物を例えば用途、需要別に必要な量、必要な仕様に従いまして安定供給するような取り組みができていくかというところ、全くできていないというふうにも私も認識をしておるところでございます。

先ほど、地域ブランドというようなお言葉も出ましたけれども、道の駅から入って地域ブランド開発というような事業展開をしておるわけですが、その根っこ申しますか、根幹部分はやはり農業であったり漁業という、そういう第1次産業の再生というものがあってこそ、地域ブランドが成就すると、とりわけ商品化が先に取りざたされる状況ではございますけれども、根幹としましては、そういう生産物の計画生産、安定供給という方向に竹原市のほうも今後かじを切っていくべきだというふうには判断をしております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（宮原忠行君） 今、恐らく道の駅たけはらにおけるそうしたものは、江田島であるとか世羅のほうであるとか、竹原以外の、どう言いますかね、農産物の安定供給であるとか、販売農家の強化にはなつとんかもわからんが、少なくとも竹原市の農家であるとか、竹原市農業の強化、再生につながるような方向ではないと、私はこのように考えております。

それで、1つは竹原市においても一定規模の能力を持ちながら、専業農家として頑張っておられる方もおります。それで、今国において農業の集積を図っていくと、利用権の設定であるとか、さまざまな形でやっております。専業農家が一番困っておるのは、1カ所

へ例えば利用権を設定したいとかなんとかのような形で、なかなかまとまった土地が確保できないから、あっちこっちへ分散して利用権を設定する。利用権を設定すると、お借りするというような中で規模拡大を図っているから、どうしても効率が悪いんですよね。効率が悪い。ほで本来、これはもう自公政権のときからですけども、ずうっとそうした、例えば農振地域における耕作放棄地といいますか、そうしたものに対しての集積いうか、専業農家への集積というような制度もずうっとあったわけでありましてけれども、残念ながら竹原市においては、ほとんどその対策が講じられてきていない。

例えば端的に申しますと、恐らく農業経営基盤強化促進法という法律があります。そして、竹原市におきましては、そうした農業経営基盤強化促進法の委任を受けて、その条例を制定をしなければなりませんけれども、その条例も制定をされていないということでもありますから、農業委員さんが議会からも出ておられるわけでありましてけれども、今日段階、それぞれの農業委員会における農業委員の一番大きな役割と言われておるところの農地の集積というのが、専業農家への集積というのがなかなか進んでいない。ほとんど手つかずの状況であります。

ですから、そうした足元の問題も含めて、再度、やはり21世紀の竹原市経済を変えるというか、そうした役割を担う農業を再生させていただくためにも、もうすこし足元の問題を見詰めていただいて、必要な条例整備とか農業委員会との連携等も取りながら、専業農家として頑張っていただくところは頑張ってください。

そしてもう1つは、多品種、少量生産による、いわゆる農産物直売活動の、私はこの策にしかないと思っておるわけですね。幸い、農産物直売活動におきましては、さまざまな形の中で地域で頑張っておられるから、それなりの夢と希望が持てると思いますか、そうは言いながらも、例えば市内で最大の農産物直売所であったマート吉名、非常にずうっと発足以来、陰になりひなたになり頑張ってこられた方も先般お亡くなりになりました。大変な重労働なんですね。朝早くから夜遅くまでしなきゃならん。当然、物もつくらなきゃならんし、例えば売上げの整理、そして翌日にはお支払いをしてあげなきゃならんというようなさまざまな事務もあります。それを一身に担ってこられた方がお亡くなりになられて、私はまさに竹の里なんかでもそうなんですけれども、農業、確かに農産物直売活動、確かに客はある程度おりますけれども、ある意味で言えば農業残酷物語というような厳しい実態も感じざるを得ません。

それで、この点についても私の意見を申し上げておきますので、ぜひとも必要な農地の

集積であるとか、今日竹原市が進むべき農政の道を確実に歩んでいけるような条例整備等も含めて、ぜひともお願いをしておきたいと思えます。

それで、最後に1点だけ、例えば区画整理ですね。区画整理、私も個人演説会におきましても申し上げたわけでありましてけれども、私は反対の立場に立っておられる方、推進の立場に立っておられる方、両方の方々からそれなりに御支持をいただいております。

それで、私が申し上げてきましたのは、賛成、反対の立場を超えて、やはり地域の悲願としての通学道路の整備、促進、これはやはり大きな課題であります。

そこで、反対の立場に立っておられる方の中に一つ誤解があるんです。通学路については、自分たちの土地を出して負担をしてすることはわかるが、国道まで何でわたらの土地でもって、負担でもって整備せんといけんのかと、こういうふうな誤解があるわけでありまして。これは恐らく副市長も担当部長、担当課長も御理解していただけると思えますので、それでそうした反対の立場に立っておられる方も、後ろにやっぱりそういう誤解を持っておられる方がおられるわけですね。それで、何とかそうした方々も含めて、必要なそうしたメリット、これだけのメリットがありますよというような資料も出して説明をしてくれりゃ、みんな納得してくれるんじゃないかと、わたらも納得したいから、納得をさせていただくような努力をぜひ竹原市行政にもお願いをしておいてくれと、こういうことをございましたんで、もし御答弁がいただければ簡単でございますので、その御答弁をいただいで終わりにさせていただきたいと思えますので、時間内でお願いします。

議長（脇本茂紀君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） ただいま新開地区の区画整理事業について、いろいろ御意見、また御要望いただきました。新開土地区画整理事業についてはこの過去5年、区画整理事業で最も必要だと言われております資金、あるいはそれにかかわっての合意形成というものが、いわゆるお金と合意形成が初めてマッチいたしまして、今日段階でもう65%近く整備率も上がってまいりました。しかし、残りの35%については議員御指摘のとおり大変今までの過去の長い歴史の中で厳しい状況もございました。しかし、そうはいいながら先ほど申し上げましたように、いろんなお金、あるいは合意形成の進め方、ここらについても少しずつ定着をしてまいりました。

今後も我々、市長を筆頭に、適正な合意形成に基づいた取り組みをさらに進めていって、一刻も早くこの事業が完了するよう努力をしてみたいと思えますので、その点、御理解をいただきたいと思えます。

終わります。

議長（脇本茂紀君）以上をもって宮原忠行君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

明12月22日午前10時より会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後4時00分 散会